

断面はやゝ角形を呈し幅二分六厘に一分八厘、重量三匁二分。(3)は銅地鍍銀製で徑七分七厘に七分、断面は圓形徑一分七厘、重量一匁八分。

以上三個の環類は、本邦に於ても古墳内部より多數に發見せられてゐる遺物で、類品は頗る多い。且つこれが主として耳飾に使用せられた事も贅言を要しないであらう。

(ハ)鐵環(寶三〇)(圖版第二八)

完形品二個破片多數を存する。前者と同じく明治十二年池田宮司の寄附に係り、いづれも鐵地銅張製で一部に切目を有する。Aは徑一寸八分に一寸六分五厘、環の断面矩形を呈し、巾三分四厘、厚約一分六厘、重量五匁八分。Bは徑一寸七分五厘に一寸六分五厘、環の断面は楕圓形で幅四分、厚二分六厘、重量四匁八分。何れも鍍化並に剝落が甚しい。

次に本品はその形状より推察して同じく製飾品の一種と見るべきであらうが、耳飾としてはやゝ大形に過ぎ、釧と見るには小形であるので、明瞭な用途を想定する事が出来ない。

(ニ)銅釧(寶二九)(圖版第二八)

破片一個を有し、同じく明治十二年池田宮司の寄附とせらるゝもの、青銅製でほぼ圓形を呈し、徑二寸三厘、環の断面は圓形で徑一分九厘、重量六匁である。本品が古代に於て行はれた腕輪即ち釧の一種に屬する事は言ふ迄もない。内地の古墳から發見せられた多數の遺物に徴すると

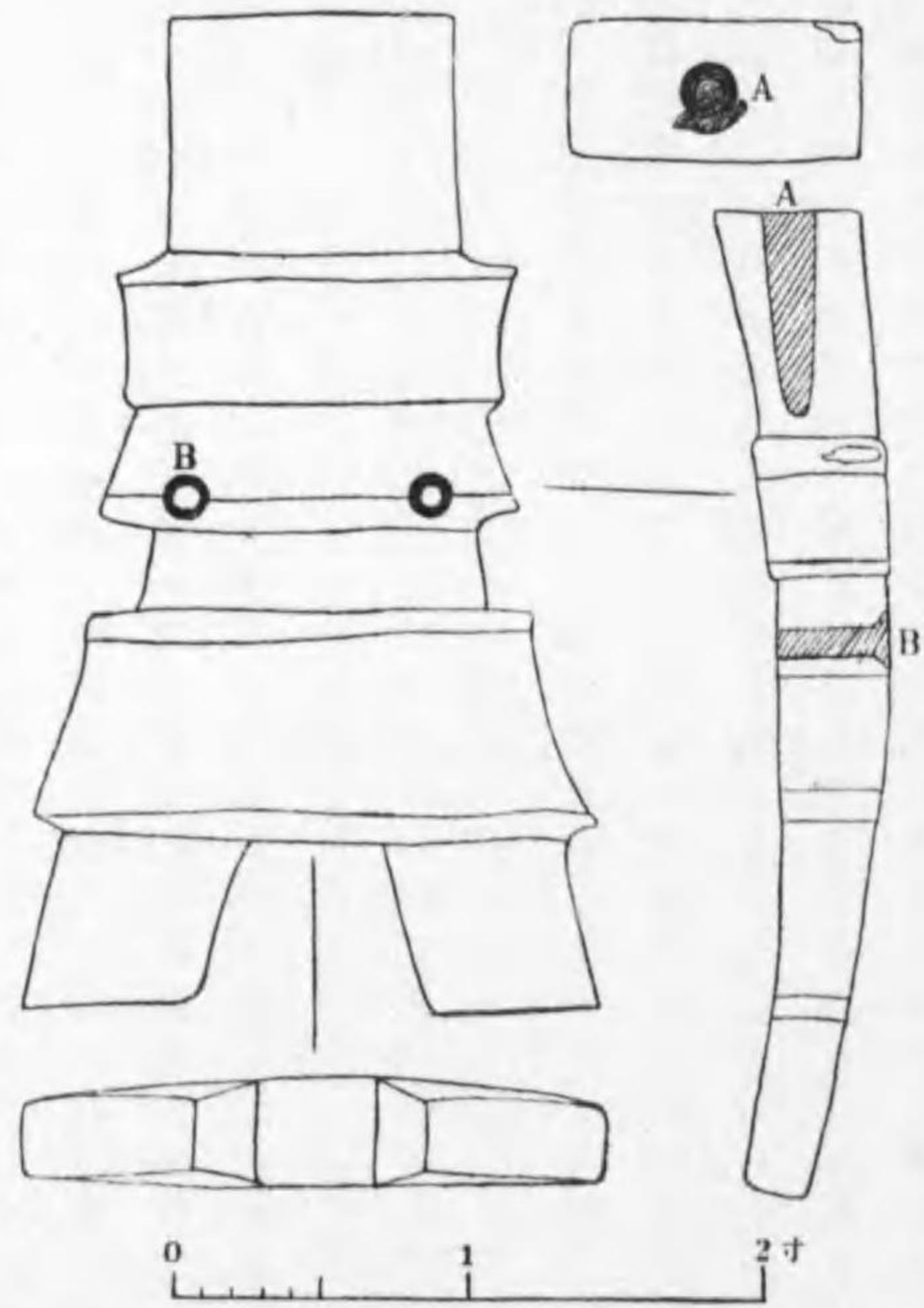
釧の種類には石製、銅製、貝製の各種が存し、又異形の物には鈴釧の存在もあつて上代人が好んで用ひた裝飾品の一であつた事が推察出来る。

(D) 琴柱形石製品(寶一〇) (圖版第二八)

明治七年の發見品菅大宮司の届出書には「綠石」としてゐる。第三三圖に示す如く從來知られてゐる這種遺品とはやゝ趣を異にした複雑な形式を有してゐる。今假りに内曲面を裏とし、全體を上から頭と胴と足との三部に分つて見ると頭はほぼ方形を呈し、巾一寸長八分五厘上端四分八厘、下部四分五厘、且つ上部中央より垂直に口徑一分八厘長七分四厘の孔を穿つてゐるが貫通はしない。次に胴は有階段狀の物三段を有しその内にくびれ部を存するので上下の二段となる。上段は長中央九寸六分、巾上肩部一寸三分六厘、下肩部一寸四分五厘、厚上部四分七厘、下部三分六厘、而してその下肩部の刻線上に相並ぶ二個の小孔を貫穿してゐる。下段は下方に張つた梯形をなし、長七分五厘、巾上部一寸五分五厘、下部二寸九分、厚上部三分六厘、下部三分二厘。足は二個を有し右方は長六分、巾上六分、一厘、下部六分四厘、厚上部三分二厘、下部二分四厘、左方は長五分八厘、巾上部六分六厘、下部六分五厘、厚は右方と同じく、又兩足の兩端は二寸を有し上下兩段の括約部は巾一寸九厘、長三分四厘、即ち全長三寸三分反りは二分重量二十九分六分、石質は良質の碧玉、全體濃綠色を呈し、些かの斑點もない美麗精巧な尤品である。

琴柱形石製品は古墳遺物中車輪石、鏡形石等と共に石製品と呼ばれる一群中に含まれるもの

で、それ自身明確な用途や意義を示して居らないのでかゝる名稱を以て呼んでゐる。従つて從來特に之に關する研究は見ないが最近森本六爾君がその聚成を行つて考察を述べてゐる。即ちそれによれば現在の發見數四十三個を採つてま



第三三圖 琴柱形石製品實測圖

づ發見地の明確なものから分布狀態を考へ、大和地方がその中心地域をなすことを記し、次に形式分類を試みてA(蓑股式)B(飛行機式)C(變形式)の三とし、A B兩式は何れも小形で且つ殆ど滑石か蠟石に限られ、C式は大形で碧玉岩質に限られる事に注意し、そ

の三形式はA B Cの順に推移したとし、本品を以てC式に充てゝゐる。又翻つてその出土遺跡及伴出遺物の考察から何れも古式墳墓に存する事をのべ、本品が特殊な遺跡から發見せられた事を注意してゐる。所説何れも聽くべきもので、本品の有する特徴も亦ほゞ推察する事が出来

よう。次にその用途に關する考察であるが、本品はその石質に於て又製作に於て頗る優秀精巧な物であり、その形状はA B兩式の複合形を示し、且つ全體に反りを有し、孔は頭部から垂直に未貫通の物一個と、胴部にそれを直角に二個の相並ぶ貫かれた物を有するが、兩者は何等の聯絡がない。之をA B兩式に比較すれば總ての點に於て異つて居り、且つ孔の如きは形式化されてゐるもので、森本君のいふ如くこれをA B兩式の如く身體裝品と見る事は躊躇せられる。故に強いていへば氏の推測された一種の寶器か護符の如き物と見る事が出来、殊に本品の發見地と合せ考へて一層その可能性を思はしめるが、なほ暫く考慮の餘地を存して置かうと思ふ。

【註】(1)森本六爾氏、琴柱形石製品に對する一二の考へ(歴史と地理廿一卷一號)

(E) 其他の金屬品

(イ)石突様金屬器(貴五五)(圖版第二九)

臺帳に登載せられてゐる物は一個で、明治十一年の發見である。銅製で長さ四寸二分、幅六分八厘、厚四分の薄い銅板を圓形に巻き合せて、一端を尖らしたもので、その一部左右一對に孔を有する蓋し、鉾の柄の先端に附着した石突であつたらうと考へられる。他は鐵製品で未登錄の分全體鍍化甚だしく明瞭な寸法は判明しないが、長さ四寸八分、下端は尖つて居り、上部より見れば中に徑三分五厘の空洞を有してゐる。同じく鉾の石突であらう。その他同種の殘片と思はるゝ銅板や鐵片が多數存在する。

(ロ)球形金屬器(圖版第二九)

今三個と殘片若干を存する。先づ明治七年の發掘にかゝるものは圖版Aに示す如くやゝ扁平な球狀を呈し、徑六分六厘、高四分五厘、重量一匁八分、銅製に鍍金した物で、臺帳には鈴と記してゐるが、一方に小孔を有し他に附着したと見るべきであるから鈴とは考へられぬ。恐らく裝飾的附加物の一であつたらう。尙この外同種の破片と思はれる物九個を有する(寶一六六三)。次は同Bで、明治十二年池田宮司の寄附に係るもの二個で、何れも銅製鍍金、一個は前者と同じく扁平球狀を呈し、徑六分二厘、高四分八厘、重量一匁、恐らく前者と共に用ひられた裝飾的附加物であらう。(寶十九)他の一個は圖版第二九に示す如く前者よりやゝ大形で、且つ楕圓形を呈し、且つ半截されてゐる。長徑九分、短徑七分七厘、高四分一厘、長徑の兩端に釘及び針金様の金屬が殘存し、且つ下部に布目が鍍着してゐる。同じく裝飾用附加物であらう。

次に未登錄の中に同じく禁足地の發見品とせられる金屬器の殘片中に二片の球形品殘片を有してゐる。銅地に銀張で前述の扁平球形品と同種の物であつたらしい。

(ハ)不明金屬器殘片(圖版第二九)

何れも禁足地の發見であるが、殘片であるため未登錄のまゝ一括して納めらるゝ物で、その中圖版のCに示す物は、長方形を呈する銅製品で、長三寸五厘、幅約五分、厚約三分、中に金屬器の挿入を見恰も小柄様を呈してゐる。次に鐵鎌の篋代と思はれる物一片、長さ一寸九分、徑三分五厘、同

じく鐵鏃の破片と思考せられるもの一個、長九分幅四分厚約二分五厘、その外不明の銅板片、鐵器殘片等多數に存するが特筆するに足るべき物はないから省略する。

(F) 其他

以上は禁足地發見品中何れも年代の測る物で多少の差異を有するが大體我國原史時代の古墳より發掘せらるゝ物と同一時代に置くべき物である。然るに前述の如く同所からは年代の降つた遺品も若干伴出してゐる。以下一括して記述しよう。

(イ) 籠手殘缺(寶二二三) (圖版第三〇)

一個を有し、明治七年の發見、發見狀態は不明である。鐵板地金銅張、黒漆塗製で、金覆輪の金具を附してゐる。第三四圖に示す如く、長三寸一分、巾一吋二分、先端二寸五厘、重量二十七匁を算する。表面には裝飾の爲め、二引兩の金物を据え、上に徑一寸五厘の座金を附し。座金は五段二重の菊金物を据え、更に狭小な櫛齒文を置いて圓座金に至り、高四分四厘。又上下二段に附着する金具の所々に釘折又はその痕跡をとゞめ、且つ先端に近い部分には四個のやゝ太い釘と三個の小釘孔を残してゐる。恐らく此處にも裝飾の座金が附着されたものと考へられる。周圍の金具は圖の如く内面に屈曲し、表面全體は緩いカーブをなして内曲する。土中發見品なるが爲め所々に剝落鏽化してゐる。座盤は存在しない。

本品はいふ迄もなく、鐵籠手の殘片でその形狀から左手の物であつた事を知り得られる。な

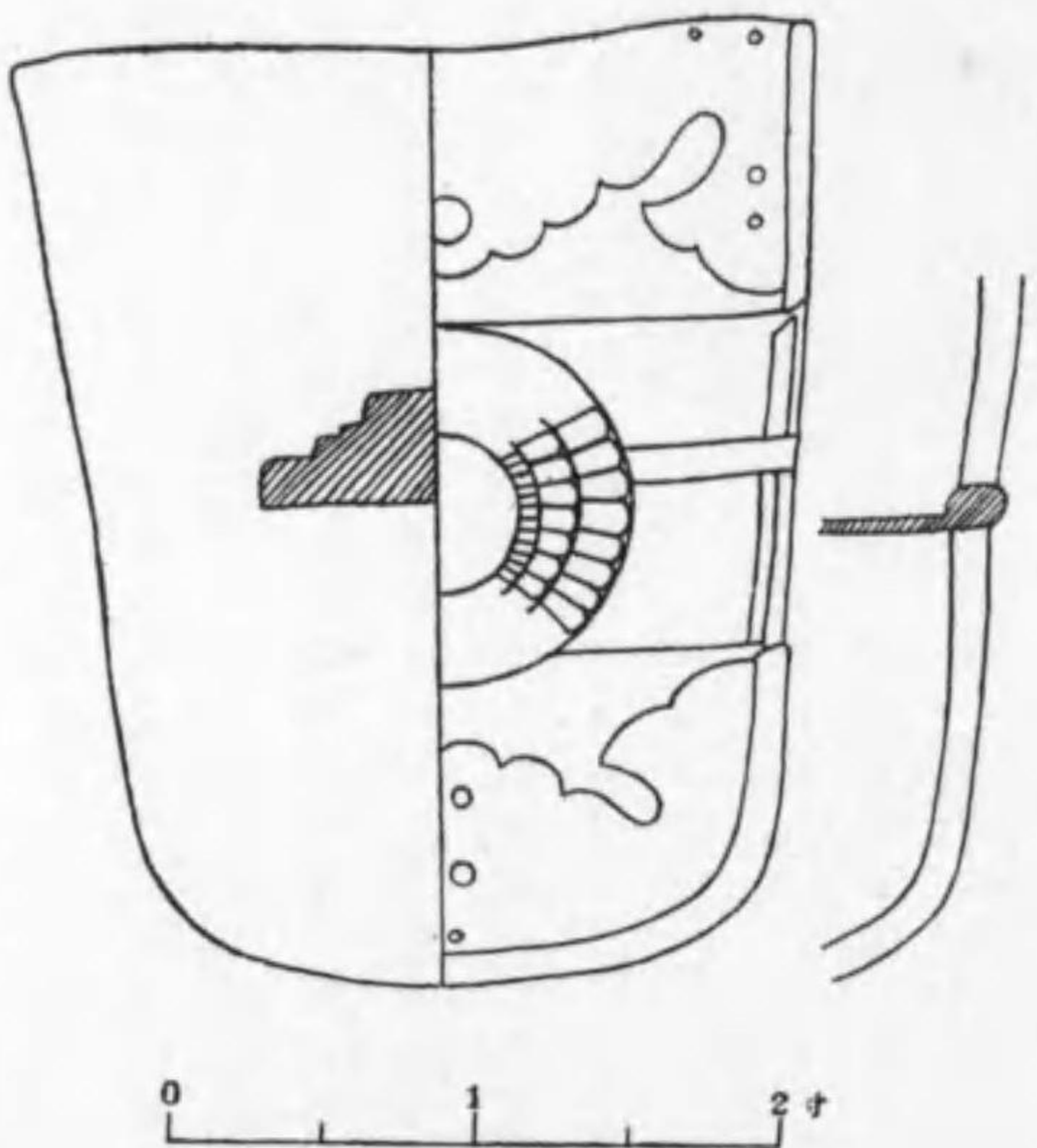
ほ之に關しては日本甲冑の研究者山上八郎氏の所説があり、それによれば本品は鎧手甲の一種で古い形式を有し、前九年合戰繪詞や蒙古襲來繪詞等にも見え、ほゞ同期の遺物としてゐる。な

ほ同種現存の遺品としては春日神社に存する傳義經籠手(國寶)の一個が存し、共に本邦武裝史上の逸品とせられてゐる。

【註】(1) 山上八郎氏、日本甲冑の新研究、

中第二編第四章第三節

(2) 春日神社大鏡第八二圖參照



圖四三第 圖測實手籠

(ロ) 稜花鏡(寶二〇二二) (圖版第三〇)

八稜鏡一面、五稜鏡一面とを存し、共に臺帳には明治十二年池田宮司の寄附と記されてゐる。然し實物に徴すれば何れも土中發見品たる事は明かであるから、恐らくは明治十一年禁足地より發見せられた物であらうと思考せられるのである。

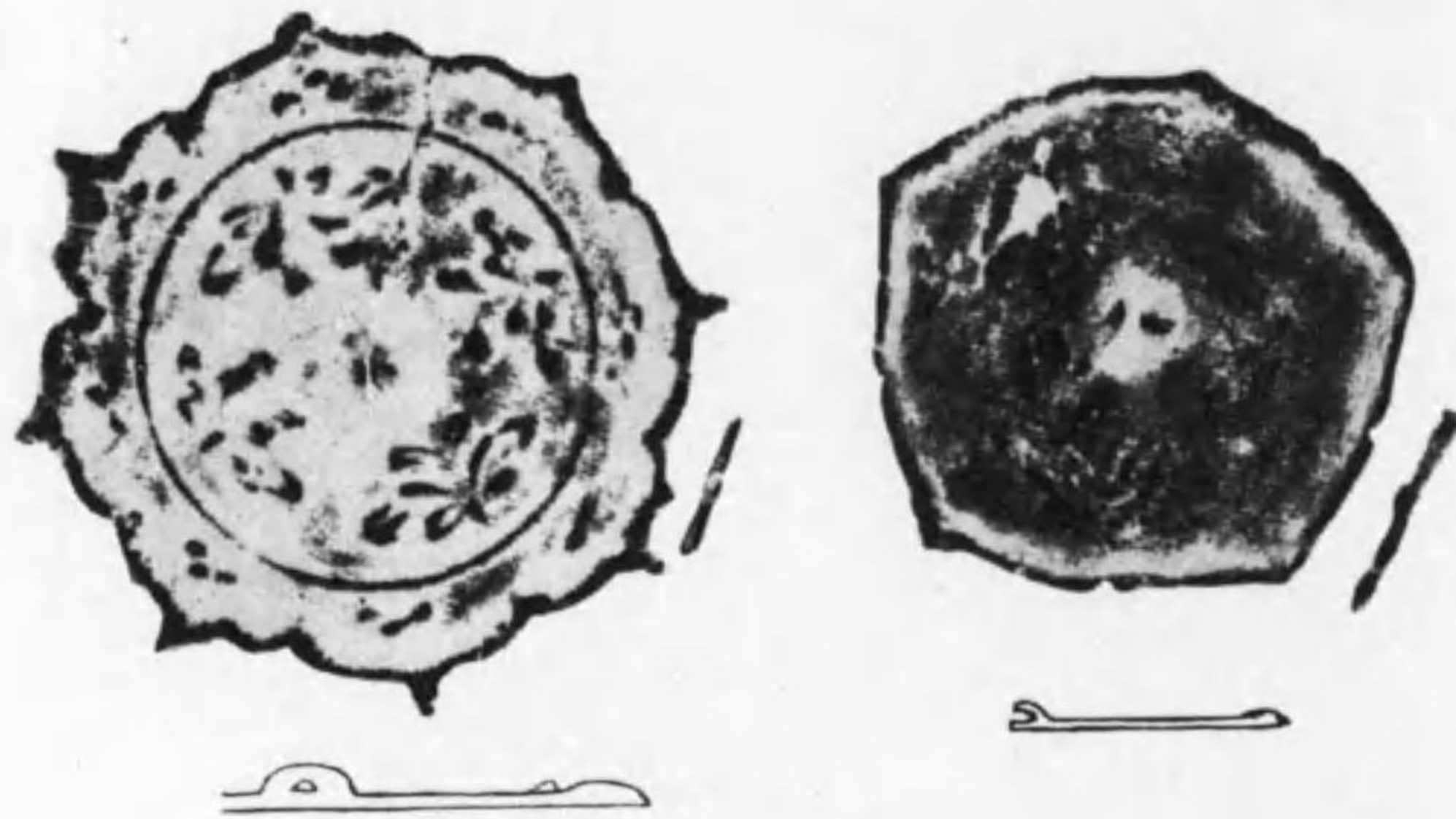
八稜鏡は白銅製で徑二寸五分背面内區には素鈕を置き、四個の瑞花を四方より配し、外區に蝶鳥を廻らし、縁は蒲鉾形を呈する。厚さ内區に於いて四厘、縁一分、重量九匁三分、現在二個に分離してゐる。次に五稜鏡はやゝ小形同じく白銅製、徑一寸八分五厘、背面には小形の素鈕（今破損する）を廻つて拙劣な四個の草花葦の如きを廻らしたのみで、内外の區別はなく直ちに蒲鉾形の縁に終つてゐる。縁の厚九厘、重量五匁六分、製作頗る粗且つ裏面に凸凹があつて鑄成の不完全を示して居り、一部に懸垂用に供したらしい孔を穿つてゐる。

以上二面はその形式より見る時共に藤原時代の作品とすべきであるが、八稜鏡は文様やゝ整ふもなほ簡略せられた粗鏡に近く、五稜鏡に至つては全く實用を離れた物で、殊に紐懸の孔すら存してゐる點から奉納鏡として作製された所謂儀鏡に屬する事は明かである。思ふに何れも古く本社に奉納せられた物であらう。

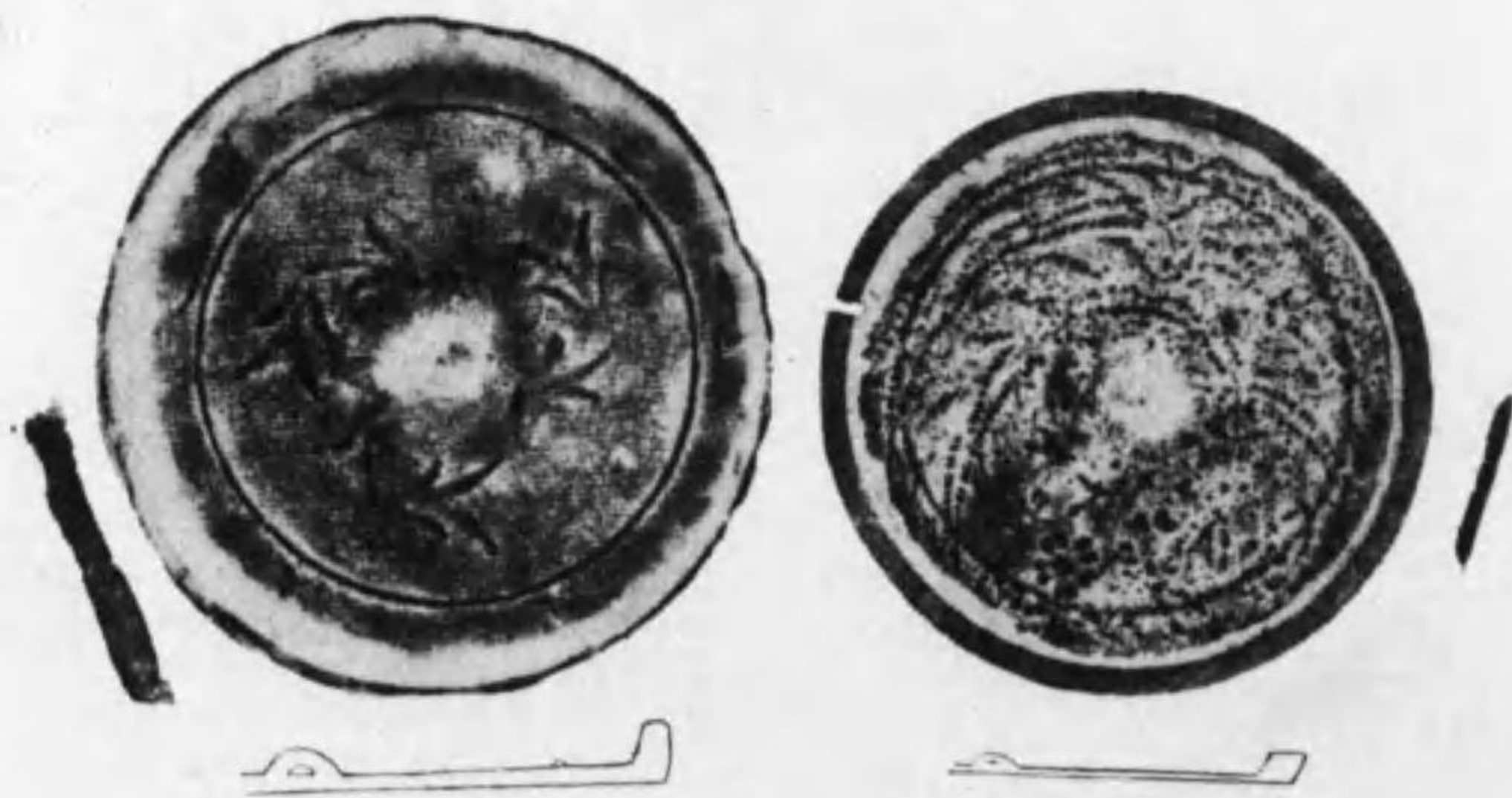
(八)圓鏡(寶一七・一八) (圖版第三一)

二面を存し、一は草花鏡二は萩菊双雀鏡である。前者は明治十一年主典上司延賀、後者は同十二年主典辰市祐斐の寄附と記されてゐる。然しながら前者の菱花鏡と同様、禁足地第二回の發見品であらうと推定する。

草花鏡は白銅製頗る薄手で徑三寸二分、背面は二區に分ち、内區は素鈕を廻つて不規則に六個の草花を置き、外區に同様の草花と思はるゝものを散らしてある。而して縁は厚縁で幅八厘高



影拓鏡花稜 圖五三第



影拓鏡圓 圖六三第

二分五厘を有し重量二十九匁二分。萩菊双雀鏡は同じく白銅製徑二寸八分背面は二區に分ちてゐるが、文様は兩區に亘つて布置される。即ち小形の素鈕を廻り、下方右より上方に萩花を廻らし、その下方に菊花を配し、菊花と萩花との空間に双雀を置いてゐる。而して縁は外方に傾いた厚縁で、幅一分五厘、高一分二厘、重量は十三匁五分。全體に滲漫著しく且つ現在縁と内外兩區とは破損分離してゐる。

さて以上の二鏡は、その紋様並に形式上から見て共に鎌倉時代初期のものと思考せらるゝものである。恐らくは前者と同様に奉納鏡であらう。殊に草花鏡の如きは圖様拙劣で儀鏡たる事を明かに示してゐる。

(三)古瓦片 (圖版第三二)

未登録品で六個を有し、何れも大正二年の發見とせられてゐる。今之を分類して「鬼板」「巴瓦」「華瓦」の三種とする。

(1) 鬼板 破片一個、現在高七寸二分、幅上部五寸二分、下部六寸、厚一寸二分を有する。無文褐色を呈し、その他何等の特徴は認められない。

(2) 巴瓦 破片四個を有する。圖版(1)は現在長徑四寸八分、短徑二寸五分、縁厚約九分を有し、中央に三ツ巴紋をおき、周圍に珠文帶を廻らし、灰白色を呈する。殘存する形狀から原徑四寸七分を有したらしく思はれる。全體の形式や巴紋の形狀から鎌倉時代に置くべきも

のであらう。(2)は現在長徑三寸六分短徑三寸二分縁厚三分を有し中心子房に三ッ巴周圍に六個の複瓣蓮華文をおき蒼黑色を呈する。原徑は約徑四寸七分を有してゐたと推定することが出来る。時代は形式上から鎌倉時代にあくべきであらう。(3)は(1)と同様の形式を有するが大形で現在長徑五寸一分短徑三寸三分縁厚五分原徑は約六寸を有したであらう。三ッ巴紋に珠文帯を廻らし蒼黑色を呈してゐる。巴の形状及び全體の形式から室町時代と推定する。(4)は甚だしく磨滅してゐるが(1)と同形式で大いさもほゞ同一であつたらしい現在の長徑三寸三分短徑三寸縁厚四分原徑は約四寸九分と推定せられる。三ッ巴文に珠文帯を廻らし灰色を呈してゐる。時代は室町時代であらう。

(3) 華瓦 一個を存する。現在巾五寸一分厚二寸二分で、ほゞ中央から破損してゐる。文様は唐草文中央から左右に延びた形式である。時代は文様の上から見て鎌倉時代に置くべきであらう。

如上の古瓦は前述菅氏の發掘記事中表面より約一尺程下部に於て、一面に古瓦片を敷き一間半四方にも亘つたとある記事に見えるものであらうと思ふ。これによれば古瓦類は玉類及武器類より上層に存在した事を知り得られ、或は嘗て禁足地に殿宇の存在を見たものか、又は禁足地に埋没の際特に古瓦を以て覆ふたかとの推測が導かれ得るのである。然しながら現在に於てはそれ以上何等の推定もなし得ない状態にある。

(五) 不明陶器片

一片を存し同じく大正二年の發見と傳へる。頗る分厚大形の陶器片で、逆蓮及び綾形を型押としてゐる。思ふに香爐又は火鉢に類する物らしく、時代も遙かに降るから、何等かの理由で後世混入したものであらう。

(三) 奉納品

次に本社所藏品中古來崇敬者より奉納せられた物について見る。

(A) 刀及短刀

刀二振短刀三振を存する。今各個につき簡單に記さう。

(イ) 貴一九號刀一振 身長一尺八寸 莖長四寸三分 鑄作庵棟 目釘孔一個 銘は近

江守久道(山城の人元祿比)拵は黒塗蛟鞘柄と鐔とを失ふ。明治三十三年五月主典仲田孝太郎氏の寄進。

(ロ) 貴二〇號刀一振 身長一尺一寸三分 莖長四寸九分 反五分 鑄作庵棟 目釘孔二個 無銘 拵は黒塗鞘その他は無い。寄進年月人物は(イ)と同じである。

(ハ) 寶四九號短刀一振 身長七寸八分五厘 莖長三寸三分五厘 平作庵棟 目釘孔二個 無銘 拵は白鞘鞘の墨書銘には陸奥國弘前縣士下澤保躬明治四年九月奉納布留

神社とある。

(三) 寶五二號短刀一振 身長九寸五分 莖長三寸八分 平作庵棟 目釘孔一個 無銘
拵は白鞘 鞘に墨書で「石上大神宮神寶神劍 加藤綱俊作鈴木重胤鈴木重兼納執次森右
馬貞彬森數馬祐之 文久二壬戌七月十日」とある。

(ホ) 寶五三號短刀一振 身長八寸三分五厘 莖長三寸三分 平作庵棟 目釘孔二個
反り八厘 無銘 拵は左の目録通り箱入
尙添附の目録には次の文を記してゐる。

目録

一、拵附短刀 壹振

但無銘備前長船住松山祐定作長サ八寸五分金着銀付鯨巻ノ柄白銀鐵ト繼合セ合五
所合口金具花鳥之金象眼赤銅菊ノ栗形白銀小柄抱明荷ノ金紋三ツ錦袋入箱付 豐
永良三郎鑑定書相添 大谷家譜序一枚、
右之通奉納致候間御受領被下度候也

明治二十七年二月十五日

大阪市北區堂島濱通三丁目二十三番地

大谷六左衛門

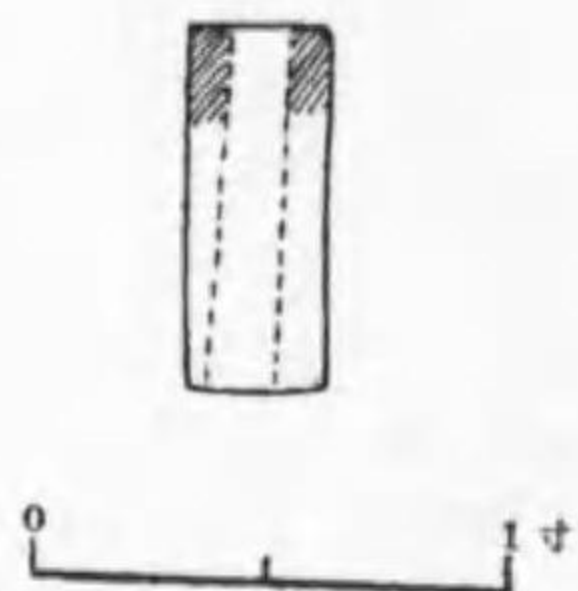
なほ附記すべきは、太刀奉納箱の蓋が一個存し、箱の身及太刀は失はれてゐるが蓋に墨書
を以て次の如く記されてゐる。

奉納御太刀壹腰布留石上大明神寶前 施主内山永久寺徳藏院實政

(B) 玉類



圖三三七 管玉玉實潤圖



管玉一個勾玉一個を存する。管玉は三七圖に示す如く長
七分七厘中央巾三分四厘、石質は碧玉、色澤は淡綠色、重量一
匁一分明治二十七年權禰宜井上治輔氏の寄進である。そ
の形状石質共に禁足地發見品と同様であるから、或は同所
より得た物を寄進したものであるかもしれない。次に勾
玉は長さ一寸五分二厘、厚頭部四分五厘、中央部三分八厘、斷
面楕圓形、丁字は二條、石質は水晶で少しの斑點もなく透明
である。重量四匁五分明治八年甲斐の人村松千登勢氏の
寄附である。

(C) 鏡

(イ) 圓鏡四面を存する、各個について簡単に記述しよう。

(1) 貴四二號 銅製神號鏡 徑七寸八分、鈕は分銅形、裏
面圖様は無圈で砂目地を置き、中央に「石上神社」の四字を
鑄出してある。明治九年十月小宮司富岡百鍊氏の奉納
にかゝるもの、箱に同氏の和歌かけてけふ此みやしるに奉る石のかゝみくもらすもかなと記し

てゐる。(三八圖参照)

(2) 貴四三號 銅製で二素鈕を有し、徑七寸九分、裏面は無圈で全體に砂目地をおき、左の文字を鑄出してゐる。

鹿兒島縣士族

獻納 紀科戸

明治十年三月

(3) 貴四四號 銅製神號鏡で全く同一の物、二面を存する。徑九寸八分五厘、背面には小形二個の素鈕を並べ、無圈で全體を砂目地とし、左の文字を陰刻する。

明治十四年

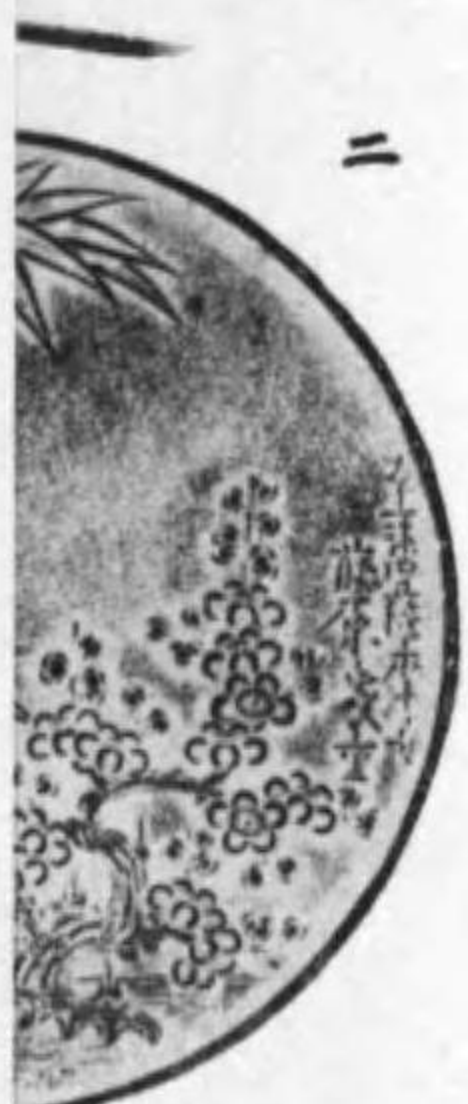
石上神社

辛 己十一月一日

(ロ) 柄鏡

七面を存する。前と同様各個について略述する。

(1) 貴三五號 銅製蓬萊鏡 徑四寸二分、柄長三寸巾九分、裏面は無圈で砂目地に蓬萊圖を鑄出し、一隅に作者「藤原光政」の銘を陽刻してゐる。徳川時代の作品である事は言ふ迄もない。(三八圖参照)



明治十年三月

(3) 貴四四號 銅製神鏡で全く同一の物二面を存する。徑九寸八分五厘背面には小形

二個の素鈕を並べ、無圈で全體を砂目地とし、左の文字を陰刻する。

明治十四年

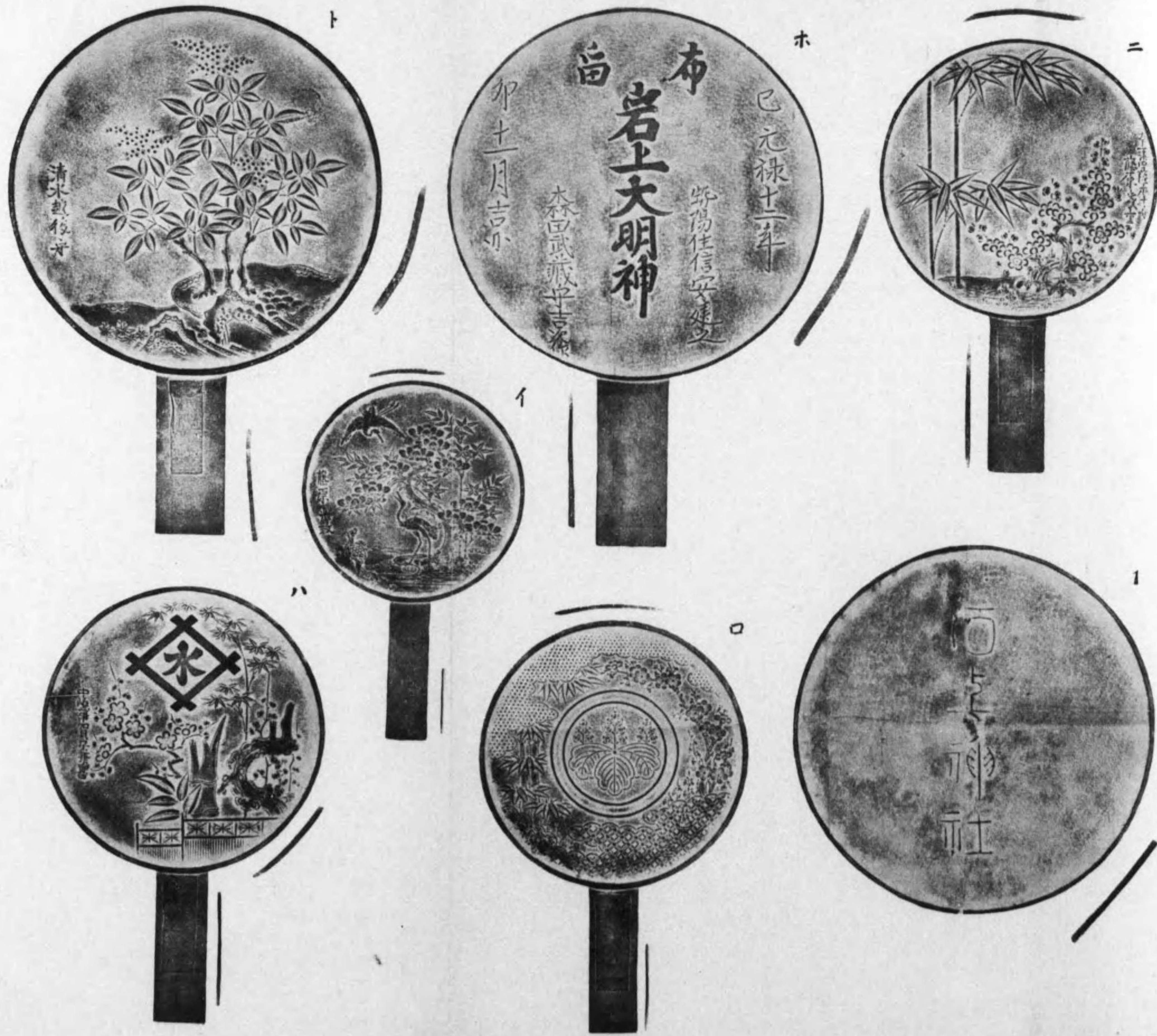
石上神社

辛巳十一月一日

(四) 柄鏡

七面を存する。前と同様各個について略述する。

(一) 貴三五號 銅製蓬萊鏡 徑四寸二分柄長三寸巾九分裏面は無圈で砂目地に蓬萊圖を鑄出し、一隅に作者「藤原光政」の銘を陽刻してゐる。徳川時代の作品である事は言ふ迄もなし。(三八圖参照)



影拓鏡奉納圖八三第

- (2) 貴三六號 銅製竹梅文鏡 徑五寸七分、柄長三寸一分、巾一寸五厘、背面は二區に分ち、内區は砂目地をおき、中央に五三桐を鑄出し、外區は上下に雲形を表し、左に竹右に梅を置き、梅圖の下隅に作者「藤原金春」の鑄銘が存する。同じく徳川時代の物である(三八圖參照)
- (3) 貴三七號 銅製竹梅文鏡 徑六寸五厘、柄長三寸二分、巾一寸一分、無圈で砂目地に竹と梅とを配し、下に籬を置き、井桁に水の紋章を鑄出し、左隅に「中島伊賀守兼喜」の銘を陽刻する。兼喜は正徳年間の人であるから、本品も徳川時代中期の作品たることは明かである。(三八圖參照)
- (4) 貴三八號 銅製竹梅文鏡 徑六寸、柄長三寸二分、巾一寸二分、背面は無圈砂目地に竹梅を圖し、右隅に「天下一津田薩摩守藤原家重」とある。家重は元祿年間の人、本品の製作年代も知り得られる。(三八圖參照)
- (5) 貴三九號 銅製神號鏡 徑八寸、柄長三寸六分、巾一寸五分、背面は無圈砂目地に左の文字を鑄出してゐる。

巳元祿十二年

勢陽住信安建之

留岩上大明神

森田武藏守吉次作

卯十一月吉日

現在寶物の調査

なほ本品には黒塗の臺を添附してゐる。(三八圖参照)

(6) 貴四〇號 銅製神號鏡 寸法形式全て三九號と同様であるが、背面鑄出文字中前者の「岩上大明神」の部分に「若宮大權現」とあつて、攝社出雲健神社に奉納せられた品であることを示してゐる。

(7) 貴四一號 銅製南天燭鏡 徑八寸、柄長三寸四分、巾一寸五分、背面は砂目地圖様は磯邊に南天を鑄出し、左隅に清水越後守の銘鑄がある。南天の圖様は徳川時代に喜ばれた文様である。清水越後守は藤原宗長であらうと思ふ。(三八圖参照)

(D) 縁起及書籍

二部一巻二冊を存し、一は石上神社記、二は石上大明神縁起といふ。

(イ) 石上神社記(寶一)

一巻、表装の表は赤地錦、見返は金紙紫平打紐を付け、軸は八角水晶、全長七尺寸、巾一尺一寸、紙は中に金大砂子天地に小砂子をまき金野を引く。本文は本社由緒の略記でその奥書に

元祿^{辛巳}仲春十日

神祇道管領正三位侍從卜部朝臣兼敬

とあつて、本書の作成者を明かに知る事が出来る。二重箱に入れて保存し、中箱は表黒塗内朱塗

竪一尺二寸、巾一寸七分五厘、高一寸六分、箱の表に金蒔繪で「石上大明神縁起」と記し、裏には「元祿十四^{辛巳}歲吉祥日 物部氏高忌火政富敬 高喜右衛門貴重 白」と記してゐる。蓋し奉納者の氏名であらう。外箱は長一尺二寸九分、巾二寸七分五厘、高二寸三分五厘、表に黒漆書で「石上大明神縁起」と記してゐる。

(ロ) 石上大明神縁起(寶二)

二冊箱入、箱は高一寸四分、長一尺六分、巾七寸八分、表を黒塗内を朱塗とする。表に蒔繪で「石上大明神縁起」と書し、同裏に

元祿十二^{己卯}歲十一月吉祥日 物部氏高忌火政富敬 高喜右衛門貴重 敬白

と記してゐる。二冊とも表紙は大和錦横本綴大美濃判幅七寸、竪九寸八分、總紙數三十七枚、墨付三十枚、坤卷の奥書には

元祿十二年大歲己卯十月二日記此縁起畢依高忌火政富書也

攝州墨江神學生

黃鳥散人愚直堂

とある。即ち本書は愚直生の起草、高政富及び高貴重^重の奉納した物である事を知り得られる。内容を見ると、乾卷には古典中より本社關係の記事を拔萃し、坤卷には本社の行事神事その他社傳及び雜稿を集載してゐる。

(E) 其他

以上の外各種の奉納品を一括して略述する。

(イ) 布留社御法樂詠五十首和歌寶六

表装は紺地雲形文金欄を以てし軸を缺き本文奥書に延寶二^甲歲二月廿一日 龜田勘兵衛^歌裏に丹波市中村庄左衛門内信政と記し跋は武藏國江海漁父裏に阿彌靜慶とあり包は白地木綿裏羽二重に花と月を畫き且つ^奉岩上大明神龜田信政^{歌和}延寶二^寅二月廿一日と記してゐる。巾六寸長十八尺一寸九分。二重の箱に入れ中箱は惣黒塗金縁被せ蓋で上に岩上大明神奉納と金蒔繪で書し外箱は長七寸九分五厘巾二寸四分五厘高二寸四分五厘溜塗印籠蓋朱組紐附で表に御法樂歌 勘兵衛裏に生國大和丹波市武州江戸住人龜田信政と朱漆で記してゐる。

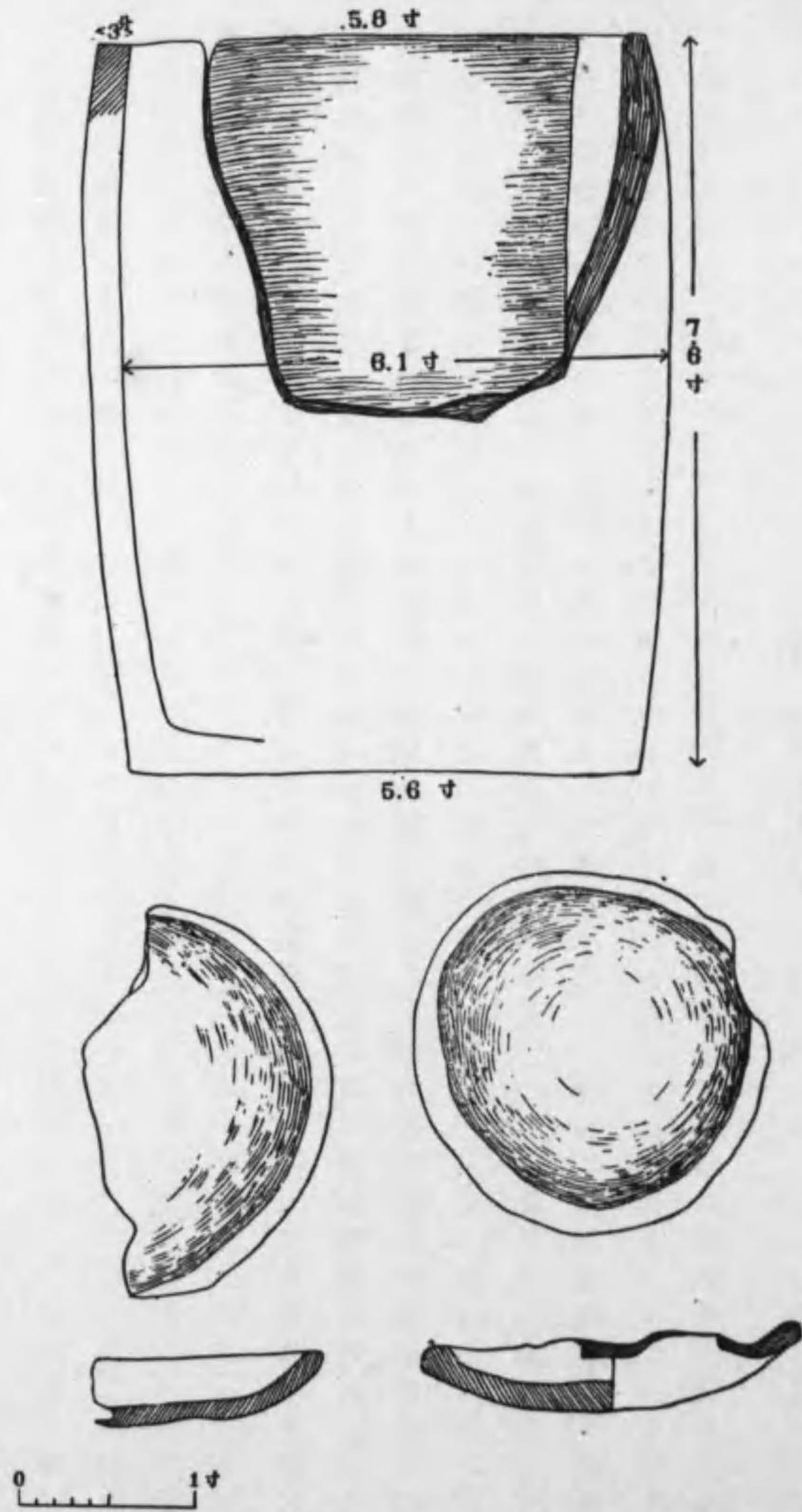
(ロ) 百首和歌寶七

一卷桐箱入本文は奉書堅八寸七分長九尺七寸奥書に延享三^丙寅年八月吉辰 藤門周齋敬白と記し箱の蓋裏にも同様の文を墨書してゐる。

(ハ) 三十一首和歌寶八

一卷桐箱入軸水晶紙質檀紙堅九寸長二丈六尺奥書に延享元^甲子九月吉辰 勾田直清敬白と見え又箱蓋裏にも墨書で願主丹波市勾田清敬白と記してゐる。

(ニ) 二俣竹貴四



圖測實皿小及筒經製瓦 圖九三第

一株長一本は五尺六寸三分、一本は二尺八分墨書で奉納石上大明神 施主内山隆盛敬白」と記してゐる。

(ホ) 軸類

七本を存する。「赤童子圖」(貴四七)と「十種神寶圖」(貴四八)は明治廿七年日清戦争の際敵國降伏祈願につき當時の宮司禰宜主典の奉納した物で、前者は絹本着色牙軸、筆者は不明であるが室町時代迄溯り得べき物、恐らく内山永久寺に傳はつた物であらう。後者は紙本着色牙軸で筆者不明、徳川時代の作品である。なほ同じ「十種神寶圖」一軸を存し、貴六二紙本着色、時代は同じく徳川末期で、大正九年丹波市の植村安次郎氏の寄附に係る。「群鹿圖」(貴五〇)は紙本着色、紙表装木軸、筆者は堀川其流で、明治廿五年同人の寄附。「宮原易安書」(貴五一)は紙本墨書、緞子表装紫檀軸、内容は宮原易安の七言絶句を記してゐる。明治卅五年主典葛城氏の寄附。「榻本敵國降伏」(貴五三)は絹表装牙軸、明治四十二年津田宮司の寄贈。「巖上鶴」(貴五四)は絹本着色、絹表装牙軸、筆者は小長谷樂山、明治四二年の寄進である。

(ハ) 扁額一面

絹本絹表装、縦二尺一寸五分、巾三尺七寸八分、明治卅七年津田宮司の寄附。文字は「萬古猶新」の四字を書してゐる。

(四) 境内發見品

(A) 經筒及關係品

(イ) 瓦製經筒(貴五七) (圖版第三三)

一個を存する。明治四十四年四月攝社七柱神社後方から發見せられた物である。偶然の發見であつた爲、その出土状態や伴出物については明かでない。三九圖に示す如く高七寸六分、口徑五寸八分、底徑五寸六分、胴徑六寸一分を有する筒形瓦製品で、現在その一部を缺いてゐる。黄褐色を呈し質は粗鬆で蓋は無い。土製經筒は銅製に次で相當發見せられる物、その多くは年代古く平安朝頃の物に多い。本品も亦同時代に置くべき遺品であらう。惜むらくは何等の伴出物を有してゐないので、積極的な推定を下す事が出来ない。然し神社の境内に經筒を發見する例は他にも多く存在するので、中世神佛習合思想の生んだ一現象であらうと考へられる。本品も亦その意味に於て興味深い遺物である。

(ロ) 土製小皿(貴五七)

二個を存する。一個は完形であるが一個は半截する。三九圖下段に示す如く、完形品は徑二

寸一分高四分半截品も同徑同高である。共に手捏ねの粗製で、無文様赤褐色を呈する。本品はその發見地を明記しない。或は前記の經筒と伴出したとも傳へる。經筒伴出遺物は多數の種類を有するが、中に往々之と同種の小皿を出す場合が存し、その多くは徑三寸以下高五六分の小形品である。故に本品も恐らくは所傳の如く前記經筒と伴出した物であらう。

(B) 土器及陶器

(イ) 素焼土器及同破片 (圖版第三三)

八個二片を存するが何れも未登録の物である。大正四年境内の第四第七號の池塘附近より發見せられたものといふ。右の中高杯脚部三個、形式は喇叭狀臺狀漏斗狀等を呈するが、何れも所謂彌生式土器に屬するもの、次にほゞ全形を窺ふに足る物には圖版に示す如き卍や高杯及高杯上部等を存し、多く褐色黒斑を有し又は刷毛目文様を附する等、同じく彌生式土器に含まれるので近畿地方各地から發見せらるゝ形式と同一である。既に石器時代遺物發見地名表にも神宮境内が遺跡となつて居り石器及び彌生式土器の發見を示してゐる。本品も亦その一部に含まれるものであらう。

(ロ) 陶器破片 (圖版第三三)

三片を見る。何れも未登録高杯片は大正三年三月四號地附近より發見され、甕破片二個は大

正四年三號池及其附近より發見せられたものである。前者は三角形の透模様三個を有する脚部のみで、上部を缺き黝黒色を呈し質頗る堅緻である。甕片は内面に渦文外面に敲文を附する大形の破片で、その形式は前章に述べた酒甕と同一物と推定せられる。如上の陶器は所謂齋瓮であつて前述の素焼土器よりもやゝ年代の降るものとせられてゐるが、往々同一遺跡に於て混在する事がある。本品はその發見状態を明かにしないから斷言は出来ぬが恐らく土器と混出したものであらうと思ふ。

(五) 其他の寶物

最後に上述の範圍に洩れた物と傳來不詳と記されてゐる物等を一括して説明する。

(A) 神寶類

古來本社には十種の神寶と稱する物があつて、本社神祕の行事たる鎮魂祭の主體とせられ殿内に崇祀せられた。その品目は

- 瀛津鏡一 邊津鏡一 八握劔一 生玉一 足玉一 死反玉一 道反玉一 蛇比禮一 蜂比禮一 品物比禮一

の十種で、その實體が如何なる形態を有するかは窺ひ知る事が出来ぬ。近世何人かによつて其

模形が案出さるゝに至つたが、之が如何なる程度迄古來の姿を残してゐるかは疑問に屬する。又それと同時に種々類似の神寶類も奉納せらるゝに至つたので、こゝにいふ神寶はその一部である。今「蛇鱗」「唐獅子尾毛」「蛇神敢不來」「牛玉」の四種を見る。即ち

- (1) 蛇ノ鱗(寶五九) 一個 白茶色の軟毛一房で、中に骨様の物を有する
- (2) 唐獅子尾毛(寶六〇) 三筋 長さ約三寸程の黄色を帯ぶる糸狀の物
- (3) 蛇神敢不來(寶六一) 一個 長約三寸筭狀の毛一房で、根は黄色、先端は黒褐色を帯びてゐる。

- (4) 牛玉(寶六一) 二個 栗毛色の毛球で、大は長約一寸、徑約九分、小は徑五分、天和二年戊極月廿九日中村庄左衛門彌宜高右馬の奉納である。(本品は奉納品中に説くべきであるが、便宜上之に記した)

なほ本社所藏古文書類の中、安永六年御寄附神納目録中に「邪神敢不來(七ナンソ、ゲ)」「龍頭毛」「牛玉」の三品が内山圓光院より寄附せられた事を記してゐる。これによれば同種の寶物が度々奉納せられた事を推定する事が出来る。なほ興味をそゝられる事は、右品目中に存する邪神敢不來(七ナンソ、ゲ)で、邪神敢不來は前述の蛇神敢不來と同一であらうが、その註にいふ「七ナンソ、ゲ」は所謂「七難の陰毛」で、土俗學者の好資料とせらるゝものである。即ち古來我國各地の社寺に往々秘藏せらるゝ一種の呪物である。信州戸隠、江州竹生島の物は最も名高く、又豊後國柞原

八幡宮にも古く所藏せられてゐた事は同社所藏の古文書、明心珠玉傳に記されてゐる。傳へによれば往古七難と稱する異婦があり、その陰毛が神祕力を有すると解せられて秘藏するに至つた物といふ。その實體は植物の一種で或は寄生菌であるともせられてゐる。古代人が陰毛に魔力を有するといふ思想は生殖器崇拜 (Phallicism) の一現象であつて、本品がその遺品たるべきはいふ迄もない。なほ十種の神寶といひその他の寶物といひ、それが尊崇せらるるに至つた根元は、古代人間に信ぜられた呪物崇拜 (Fetichism) の表現であつて、蛇の鱗は神代の昔、蜈蚣及び蜂の鱗と共に一種の除魔の能力ありとし、須勢理毘賣命が大國主命に授けられた事も存し、その他の神寶も亦その名稱から同様の魔力ありとせられた呪物であつた事を推定する事が出来、かの天日槍の八種神寶も亦同様の物であつたと思考する事が出来る。

又牛玉は古くから信仰の對象となつた物らしく、東鑑によれば文治五年條に藤原泰衡の遺寶中にも存し、次で建保五年條には將軍家が文珠供養に當つて牛玉を以て布施を行つた記事があり、新編相模風土記には鎌倉鶴岡八幡宮の什寶中に一顆を載せ、永祿十三年源義氏の奉納として居り、前述の柞原八幡社にも古く本品が收められてゐた。尙之がいつしか牛玉の符と符會した事は、山城相樂郡海住山寺の什物に牛玉を牛玉と記してゐる事實によつても知り得られる。恐らく文字の轉化から來たものであらう。

【註】(1)七難陰毛に就いては石巻良夫氏の「人毛の魔力に關する俗信」(人類學雜誌二九卷一一號)及び

(2)古事記上卷 南方熊楠氏の「南方閑話」及び中山太郎氏の「土俗私考」(日本民俗志等に評述せられてゐる)。

(3)同書中卷八種の神寶とは珠二貫・振浪比禮・切浪比禮・振風比禮・切風比禮・奥津鏡・邊津鏡をいふ。

(4)喜田貞吉氏「牛玉と牛王」(歴史地理廿卷一號)

(B) 軸類

三本を存してゐる。一は杉圖(貴四九)。紙本單彩、絹表裝紫檀軸、作者不明。二は、榻本、碓、盧島圖(貴四五)。紙本紙表裝塗軸、安永己亥河村秀根の賛を有する。三は、神號軸(貴四六)。紙本金銅軸、富岡鐵齋筆。

(C) 武器類

兜、刀、矢がある。兜は一鉢で金銅黒漆、十六間筋、兜鉢裏内徑七寸四分に六寸三分、高五寸、眉庇は巾五寸五分、長一寸一分五厘、獅子龍文の染革を張る。天邊の孔徑六分七厘(寶六四)。刀は三振を有し、一は大正四年秋月作、全長一尺一寸七分五厘、平作、目釘孔一個。二は明治九年正倉院御物切刀造直刀を模造した物である(寶三九)。矢は二筋(寶三三)共に竹軸で、鏃は雁股鳴鏑を附す。

(D) 書籍及版本類

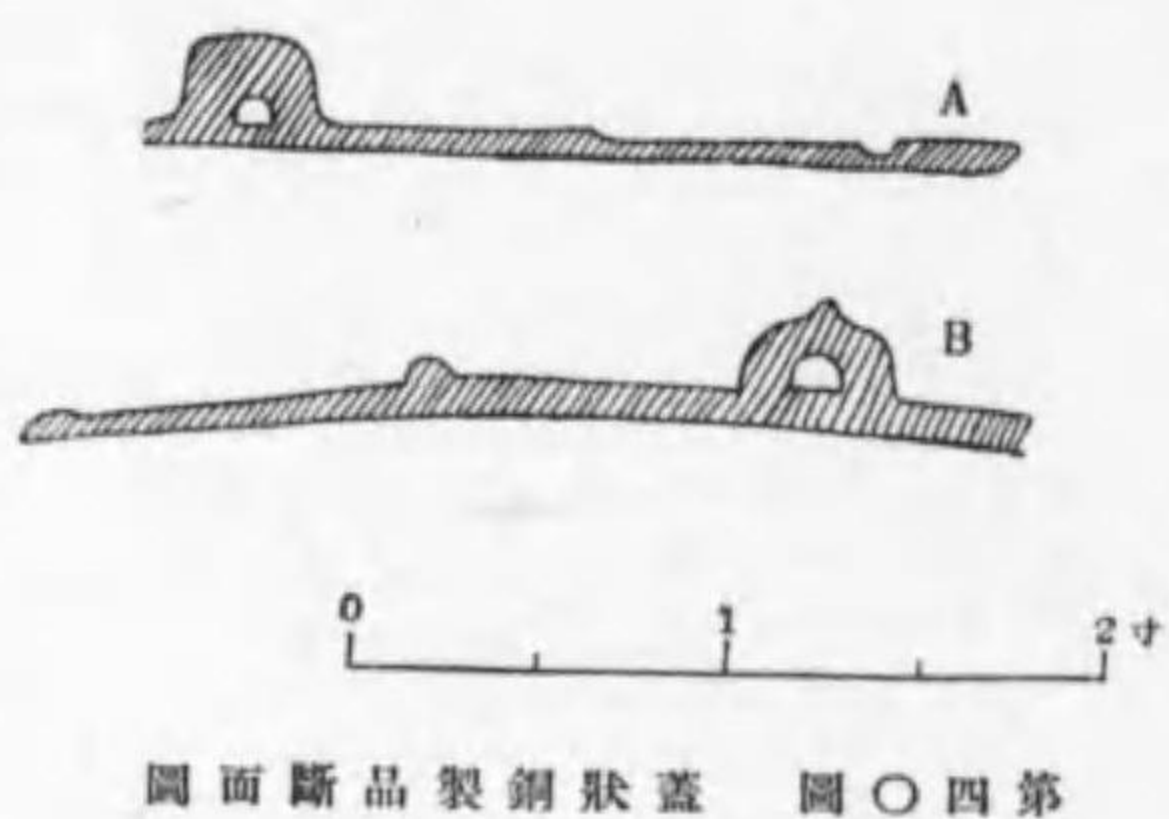
書籍は一冊、版本は十三面を有する。

現在寶物の調査

- (1) 大和國石上布留神社緣起(貴五六) 一冊 絹表紙美濃版紙數七枚奥書に弘化四年丁未上田枕撰と記してゐる。
- (2) 同上版木(未登錄) 四面 梓付兩面に刻し梓共巾一尺五寸三分長七寸六分。
- (3) 富岡鐵齋筆扇面版木(未登錄) 五面 大正二年本殿造營の際記念品用として作られたもの、本社の圖を墨書し、神宮印及び紀貫之の和歌(紅の時雨なればや石上ふる度ことに山をそむらむ)の一首を附してゐる。
- (4) 惠比須守札版木(未登錄) 一面 巾五寸五分長六寸二分中央巖上に惠比須を刻し下に「布留社」と書く、本社末社に惠比須社が存するからそれに關係する守札の版木であらう。
- (5) 神號納札版木(未登錄) 一面 巾三寸七分長六寸七分階書で鎮座地と神號を記してゐる。
- (6) 布留之圖版木(未登錄) 一面 梓付幅二尺二寸四分長一尺二寸四分、本社全景を鳥瞰圖式に示し右下隅に年中行事の項目を挙げ、左上部に新千載集及自撰集の和歌二首を刻してゐる。徳川末期の物であらう。
- (7) 官幣大社石上神宮境内圖版木(未登錄) 一面 巾一尺六寸五分長一尺二寸、圖様は前者と殆んど同一であるが之は官幣大社に列格後であるから明治四年以後の作である事は勿論である。中に一二名稱の相違並に異同の存在を見るのは注意すべきであらう。

(E) 其他

(イ) 蓋狀銅製品寶三二 (圖版第三四)



圖面斷品製銅狀蓋 圖〇四第

二面を存し共に傳來不詳とせられてゐる。一は寶物臺帳に登録され、一は近頃神庫中に於て發見したものである。前者をA後者をBと假稱する。

Aは一部を缺損するが徑三寸九分表面の中央に撮みを有し(高二分一厘、巾二分八厘)それを中心として一條の界線が隆起し、恰も鏡の内區と外區の如き状態を示してゐる。裏面は扁平、断面は第四〇圖に示す如く頗る薄く最も厚い縁に於て僅か六厘である。重量二十七匁、全體青綠色を帯び且つ縁にヤスリ目を存してゐる。

Bはやゝ大形で同じく一部を缺損し、徑四寸一分表面の中央に寶珠形の撮みを附し(高二分五厘、巾四分)且つ恰も鏡の鈕と同じく孔を貫いてゐる。又界線は一條で前者よりやゝ隆起高く、断面は圖の如く内面に僅か屈曲し且つAよりも分厚である。重量三十五匁。全體青綠色を呈し表裏に轆轤目の如き同心圓を認める。

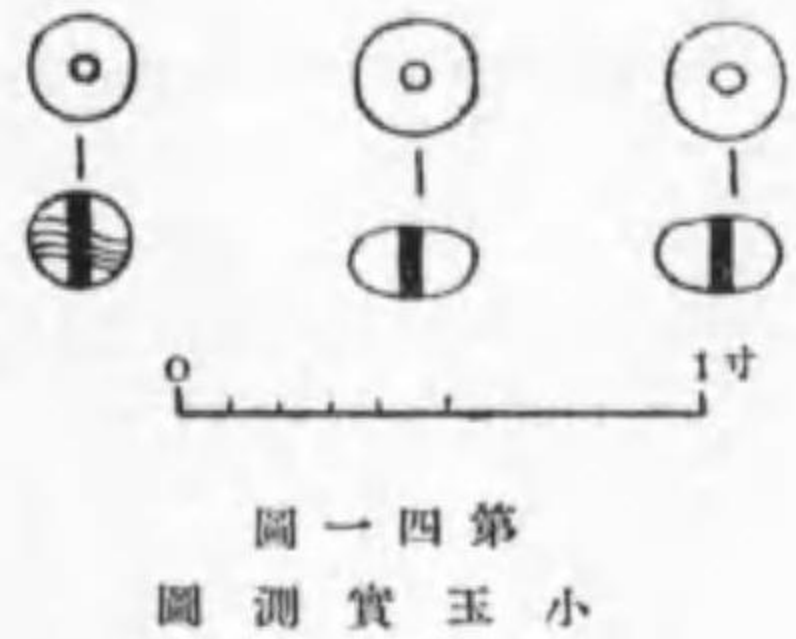
以上二個の銅製品はその性質を明かにしてゐないが共に形狀から容器の蓋の一種であらう

と考へられる。果して然らばこれに該當すべき物は經筒蓋である。銅製經筒の蓋に撮蓋が存する事は例の多い事で、且つ前述の如く本社境内からは土製經筒の發見も存するから、或は銅製經筒も存在したものであるまいか、なほ將來の發見を俟たう。且つ本品はその形式上からほゞ平安朝末期と考へられ、前記土製經筒とも年代をほゞ一にする。

又本品二個とも一部を缺き、殊にその缺損部の位置及び形狀が一致するのは或は偶然の事實であるかもしれないが、なほ疑ひを挟む事が出来よう。或は經筒の存在状態によつてかゝる現象を生じたものではあるまいか、記して後考を俟つ事とする。

(ロ) 小玉寶(三五)

三顆を存し、何れも玻璃質。(1)は徑二分六厘、厚二分、孔は直貫し徑五厘、重量一分、白色不透明。(2)は徑二分四厘、厚一分八厘、孔は直貫し徑五厘、重量一五分、青綠色半透明。(3)は徑二分三厘、厚一分八厘、孔は直貫し徑四厘、重量一分、薄紫色半透明で硝子目を有する。何れも「トシゴ玉」と俗稱せらるゝ物で、原史時代の古墳からも發見せらるゝが本品の新旧は判明しない。



第四圖 小玉寶實測圖

(ハ) 蓬萊鏡(寶三一)

一面、白銅製、徑三寸九分六厘、緣高四分四厘、重量七十五匁、背面は龜鈕に蓬萊圖を描き、天下一の鑄銘を存する。徳川時代の作品たる事は明かである。

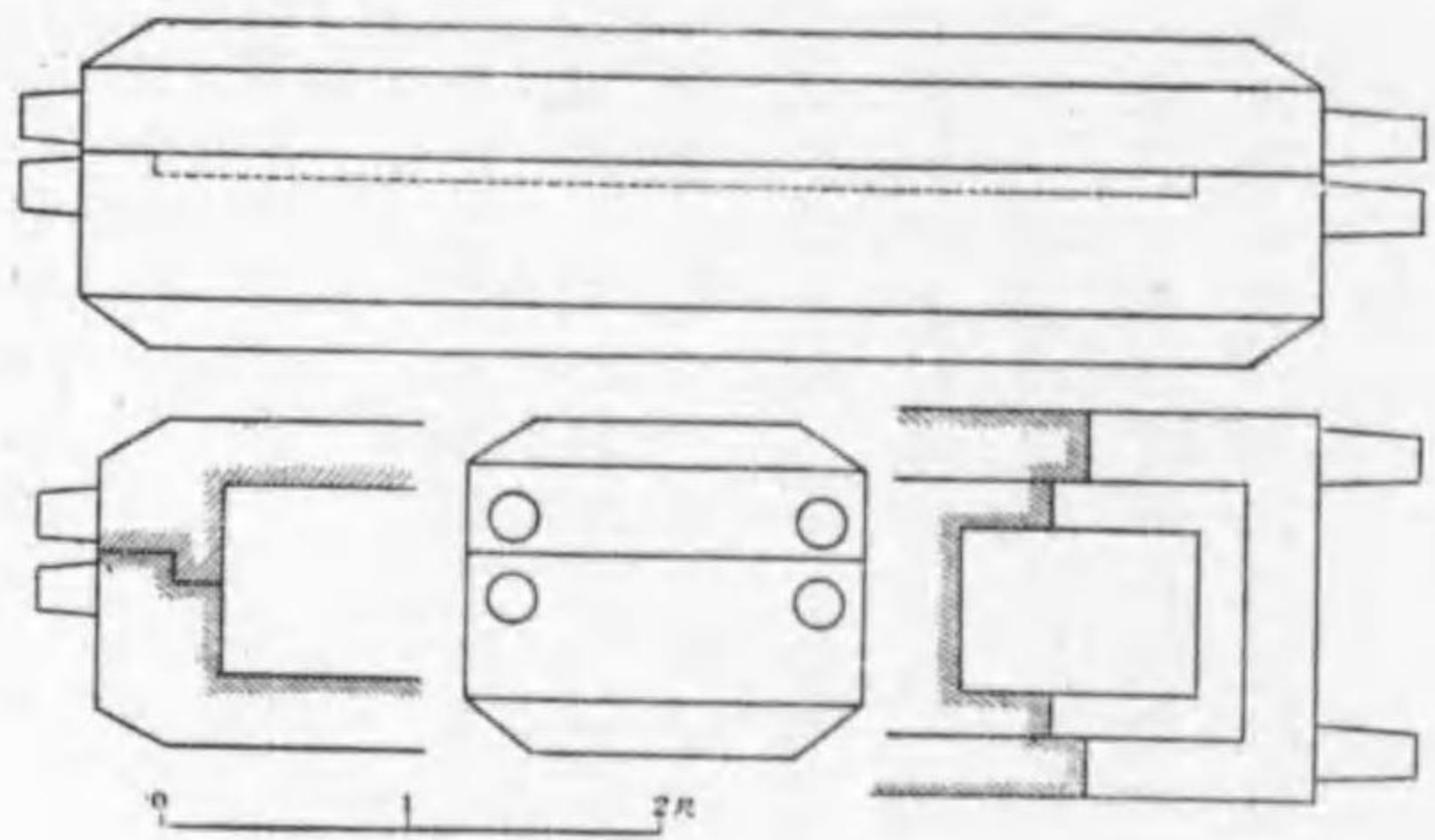
(ニ) 懸鏡(未登録)

同形品二面を存し、青銅製、共に徑四寸厚五厘、素文無像で釣手二個を有する。蓋し奉納品であらうと思ふ。

(ホ) 御船代(貴五八)

一合、今神庫中に存する。檜材で蓋身共に刳抜製である。蓋は長五尺、巾一尺五寸八分、厚五寸六分、上部四方斜に面を取り、且つ身に接する邊に左右二本づゝの棒狀突起を附す。一は長さ二寸、一は五寸、蓋の形式は印籠蓋である。故に身は蓋と同長同巾、厚六寸、蓋に接して同様の棒狀突起を附着する。内は舟底彫とし、且つ下部四方を斜に面取りが施されてゐる。

本品は明治七年八月菅宮司が神劍奉安の爲め調製した御船代で(前章神劍部參照)伊勢皇太神宮のそれを模造したものであると云はれてゐる。なほ



第四圖 御船代實測圖

聞く所によれば紀伊國日前國懸神社に造られた御船代も亦同型式であるといふ。

(ハ) 葦製笠(未登録)

二枚を存する。圓形で徑何れも一尺七寸八分表面に窠紋を墨書する。恐らく近世迄存在した田樂に使用せられたものであらう。

(ト) 木彫花瓶(貴二七)

一個壺形底部に蓮華を浮彫とし底に布留の二字を刻す。左右に環の存在した痕を見る。高一尺五分口徑三寸一分底徑五寸三分胴部徑六寸。古く護摩堂に使用したものであらう。

(チ) 和琴(寶六五)

一面 檜製六弦琴で長五尺一寸一分胴の表面には飛鳥草花飛雲等の文様を金泥墨書してゐる。箱書によれば用典福寺校倉材使工模造東大寺之正倉院所藏和琴也明治九年丙子十月石上神庫と見える。故に本品は前述切刃造直刀と同じく正倉院御物模造の一である。

(リ) 木造地藏菩薩像(貴五九)

一軀小形で總高一寸九分所々彩色の痕を留め製作精巧且つ優秀鎌倉時代末に溯り得べきも

のである。本品は舊永久寺所藏の千體佛の一であり、後法華寺に移つたものを大正四年當山宮司が請ひ受けたといふ。山内永久寺は本社の神宮寺で一時殷盛を極めた大伽藍であつたが明治維新當時廢寺となりその夥しい什寶は何れも四散した。本品の如きは僅かに當時の佛を物語る一資料ともいふべきであらう。

(ヌ) 古繪圖(未登録)(圖版第二三)

今三枚を藏する。共に本社古來の状態を寫した繪圖で、一は和州山邊郡布留社頭并山内繪圖、二は和州山邊郡石上布留神社繪圖と題し、三は無題である。いづれも着色鳥瞰圖で、製作年代を明記しないが徳川時代末期の物であらう。兩者一部に多少の相違を有する點に關しては第三章に觸れてゐいたから參照されたい。前述の布留之圖及び官幣大社石上神宮境內圖と共に本社古來の遷變を物語る資料とするに足る。

第五章 結語

第一節 寶物餘説

以上縷述し來つた多數の寶物は、その個々の特質と價值とに就いては各項に於て詳にしたが、なほ一考を要する事は、それ等が一括して石上神宮と特別な關係を有し唯一の存在理由が神宮を背景としてゐるのは如何なる意義を有つてあらうかといふ點である。

既に第一章に於て神祇史上における本宮の特異性と古來神寶收藏の徑路とを述べた。故に本社所藏の寶物がそこに中心點を置いてゐた事は、いふ迄もない。然しながら武器貯藏所として納められた神寶以外に、神社固有の思想に基いて奉られた品も相當多數に達したであらうと思ふ。又禁足地より發見せられた多數の玉類や裝飾品等が如何なる理由の下に存在したかといふ事も考慮しなければならぬ問題であらう。故に今右に關して二三の考察を施して見たいと思ふ。

第一に考へ及ぶ事は古來祭祀に當り幣帛として奉納せられたであらうといふ點である。古

代幣帛の種類には多種類を含んでゐるが、殘存性を有する物を見るとまづ玉類がある。記紀によれば神代既に神を祭る際、五百箇眞坂樹に八坂瓊之五百箇御統玉をとりつけた事實が徴し得られ、又新撰姓氏錄に玉作連の起原を説いて、造作玉璧爲神幣故號玉祖連亦號玉作連と説き、これを實例に徴しても延喜式四時祭園並韓神三座祭に五色玉一百枚を、又平岡神祭散祭料にも五色玉二百丸を擧げ、遷都崇神祭祝詞にも、數々の進る幣帛の中に、翫物止玉が存する。而してそれが如何なる状態に用ゐられたかについて見ると、勾玉は多く前述の如く眞榊木にとり附け、管玉は萬葉集に「吾屋戸爾御諸乎立而枕邊爾齋戸乎居竹玉乎無間貫垂云々」或は「草枕客二師往者竹珠乎密貫垂齋戸爾木綿取四手而忘日管云々」等とあつて、竹玉は恐らく管玉であらうから、ほゞその状態を推察する事が出来る。故に禁足地發見の多數玉類が、或は幣帛として納められた物が含まれてゐるのであらうとの想像は甚しき誤りとすべきではあるまい。殊に管玉の頗る多い點は所謂「無間貫垂」の句と一致する如き感をも有するのである。

次に又同じく幣帛中に武器が重要な要素を有してゐた事も考へなければならぬ。即ち日本書紀崇神紀に大坂神及び墨坂神を祀る時、赤色及び黒色の楯矛を用ゐた記事を始め、垂仁紀廿七年の條には「令祠官卜兵器爲神幣吉之故弓矢及横刀納諸神之社、仍更定神地神戶以時祠之蓋兵器祭神祇始興於是時也」と見えて、武器が幣帛として用ゐらるゝに至つた起原を説いてゐる。なほ之が如何に實行せられてゐるかについては、延喜式四時祭の上祈年祭の條に幣を案上に奠る神三百四座の中、社一百九十八所に楯一枚、槍鋒一竿、弓一張、靱一口が存する事によつて明かにせら

れるであらう。故に本社所藏の多數の武具中、それが武貯藏所といふ特殊な理由以外になほ神幣として奉獻せられた數々が存してゐたであらう事を考へ得られるのである。

次に當時神殿の調度及び神衣その他の資料として奉られた品々もあつたであらう。例へば神服の料として多數の玉類が用ゐられた事は、皇太神宮の神衣祭に頸玉、手玉、足玉、緒が加へられてゐる事によつてある點まで想像を逞うする事が出来るので、或は禁足地發見の多數の玉類がそれ等神衣の料として奉られたものも含まれるのではあるまいか、なほ附屬の環類その他飾装品も玉類と同じ飾装の目的を以て奉られた物ではあるまいか。なほ又出雲風土記楯縫郡の條には、郡名の起原を説いて、

神魂命詔五十足天日栖高宮之縱横御量、千尋栲繩持而百結結八十結結下而此天御量持而所造天下大神之宮造奉詔而御子天御鳥命楯部爲而天降給之爾時過下來座而大神宮御裝束楯造始給所見也、仍至今楯梓造而奉程里神等故云楯縫

と記されてゐる點から、楯が御裝束の料に奉獻せられた事實を知る事が出来るのである。なほ鉾その他が調度品として納められた事はいふ迄もない。

以上は現在寶物中存在理由の不明な物について二三の考察を廻したに過ぎない。固より右に於て全部を解釋して終つたとするものではないが、今如上考察を假定し、更めて寶物存在理由を一括すれば左の如くなるであらう。

(1) 古來物部氏一族の神寶として奉納せられたもの、即ち天日槍の八種の神寶と同趣の十

種神寶や出雲大神の神寶と對比すべき多數の品々がそれであらう。

(2) 武器貯藏所として朝廷その他より多數納められた物例へば垂仁記に見ゆる劔一千口の收藏をはじめ多數の武器がその例である。

(3) 當時珍貴又は優秀な物品で長く神庫に尙藏せられた品々、例へば七枝刀や禁足地發見の品の一部等は、この部分に入るべきではあるまいか。

(4) 幣帛として奉られたと考へられる物。

(5) 神殿内の設備又は神服料として奉納せられた物。

等となるであらう。その他は前述各項に記載した如くその理由は明瞭であるから敢て述べる迄もない。如上に於て現在神宮所藏の寶物類が種々な方面から頗る貴重な物で、頗る意義深い物である事はほゞ詳かになし得たであらうと思ふ。

第二節 考古學上より觀た石上神宮

如上の考察を経て最後に到達する一事は、本社が單に神祇史上特殊な地歩を有するのみでなく、考古學上から亦重視せらるべき地位にあるといふ點である。先づ注意せらるゝのは禁足地であらう。これが考古學上祭祀關係遺跡の一とせらるべき事は既に説いた。從來本邦に於ては這種遺跡の研究は殆んど行はれてゐない。従つて比較すべき資料として擧ぐべき物に乏し

く、爲にその正確な性質の究明はなほ將來に俟たねばならないであらう。然しながら兎も角日本考古學上における特殊遺跡の一例として多大な興味と示唆とに富んでゐる事は疑ふ事の出來ない事實である。殊に此處から發見せられた多數の玉類及び裝飾品等が多くは考古學上優秀な作品であつて、且つ一部には相當年代の溯るべき物を含んでゐる事は、遺跡の性質と合せて考慮すべき重大な問題たると同時に、これを單獨に見ても亦特筆するに足る尤品であつて、這種遺物に富む近畿地方に於ても決して看過する事は出來ない。

次には多數の傳世品である。上は原史時代から下は歴史時代の各期に通ずる各種の什器は、その數に於て、その種に於て、さながら一の小博物館たる觀を呈してゐる。神社はそれ自體が古來信仰によつて保護せられる點から、考古學上に於ても亦一種の遺物貯藏所たる性質を有するが、その多くは多年内外より蒙る種々な變化によつて或は散佚し、或は沒收せらるゝ等完全な保存を見る事がない。本社に於ても一部にその災禍を蒙つたとはいへ、かくも多數の遺品が傳へらるゝに至つた事は、寔に一の驚異であり偏へに神威の畏さを窺ひ得らるゝのである。從來考古學上の遺物殊に原史時代に屬する物は、殆んど古墳又はその他の遺跡から發掘せられた物のみを對象とし、かゝる傳世品に就いて多くの注意を傾けられてゐなかつた嫌がないでもない。然しながら將來傳世品に對しても相當考慮を要すべき事は、上述の七枝刀や鐵盾、酒甕、梓等が如實に示してゐるであらうと信ずる。

右に於て本社が考古學上から觀て頗る興味深き地位を有し、且つ重要な一部を占有すべき事

について略述した。次になほ筆を進めて少しく考察して見たい事は、本社が考古學上如何なる環境の下に存在してゐるであらうかといふ點である。以下附近に於ける事實を概觀して本文を終りたいと思ふ。

挿圖の第一圖を見るならば、そこに三種の符點を以て記した多數の遺跡が認められるであらう。先づこれを有史以前石器時代遺跡に徴すると、それは既に徳川時代木内石亭氏によつて報道せられた石鏃の發見地を始め、多數の遺跡を有し本宮境内も亦その一に加へらるべきを知り得るのである。最も近く出版せられた第五版日本石器時代人民遺物發見地名表によれば、山邊郡内にその數二〇箇所を算する。故に早く石器時代から附近が開拓せられてゐた事は、之によつて容易に首肯する事が出來るのである。引續き金屬器使用の時代に入ると、第一に擧げるべき物は銅鐸及銅鏃の存在である。

銅鐸は明治十六年同十七年丹波市町石上字平尾より二個發見せられて居り、共に梅原末治小泉顯夫兩氏の調査研究を経てゐる。十六年の發見品は高一尺九寸八分、整美した流水紋を有する完形品であり、同十七年の發見品は高さ一尺八寸八分、身は前と同様流水紋であるが、鏃には鋸齒紋を附し、且つ紐及び左右鏃に九個の環狀耳が着けられて居り、殊に興味深いのは、鏃部には幼稚な描法から成る二人物を現はしてゐる點で、或は楯と利器を有して鬪争の圖を示す物とも、又は上代入の舞踏の状態を示すものとも解せられてゐる。何れにしても當時生活狀態の一局部を表はすもので、上代文化攻究に資する所甚だ大きい。

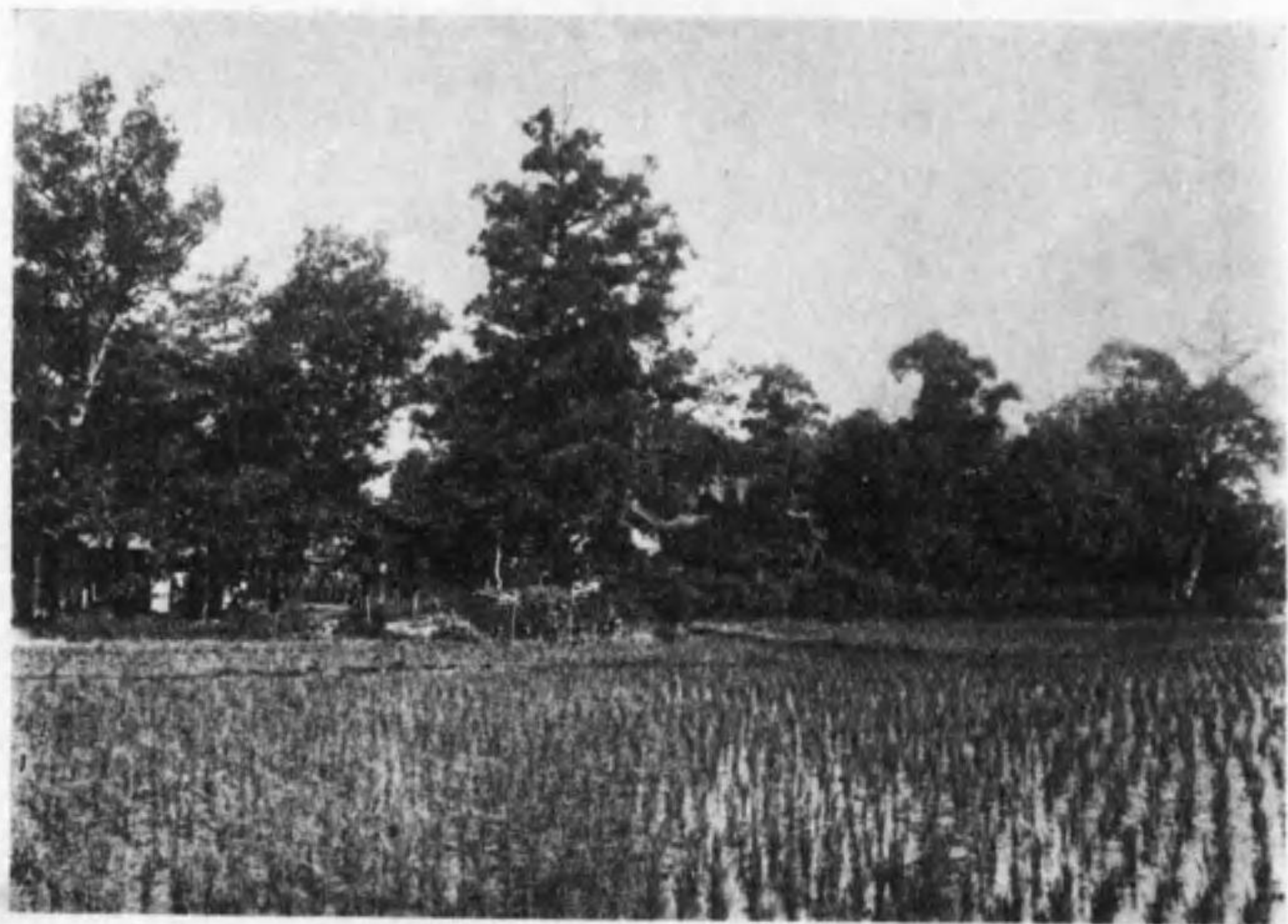
次に銅鏃發見地は數ヶ所を知られてゐる。その中石器時代遺物と伴物する物には丹波市町南方と同石上附近及びや、離れて磯城郡川東村大字鍵や有名な唐古の遺跡があり古墳發見の物には朝和村大字中山同大字萱生及び磯城郡柳本村大字柳本同大字澁谷等がある。もし前述の本社所藏銅鏃が禁足地發見品とすればこれに加ふべき一新資料といふべきである。

次に續いて古墳の分布状態を見ればその數實に夥しく到底その全部を擧げるに困難な程である。即ち附近は大和に於ける古墳群集地の一中心地帯を成してゐる。今試みに大正十四年出版の奈良縣古墳表によるも山邊郡に於て二百六十餘ヶ所が擧げられてゐる。今本社附近に存する著名の物二三を擧ぐるならば先づその北部の丘陵部に於ては別所の鐘子山同大塚石上の大塚同八分山(二名ウハナリ山)等が存し何れも雄大な前方後圓墳に屬するが鐘子山は前方部に石棺の存在する事によつて學界に名高く別所の大塚はその石棺に八分山はその石室が頗る雄大であり且つ後者は山麓の地形を利用して二段に築造した物で古墳築造法を知る好資料とせられてゐる。又本社の西方には近時内務省より史蹟に指定せられた丹波市町杣之内の西山古墳(前方後圓)があり南には官幣大社大和神社境内の星山と呼ばれる、前方後圓墳や手白香皇女陵(前方後圓)及び俚俗萱生の千塚と呼ばれる、一群集地が存してゐる。

然しながら發見遺物についてはその多くが古く俚人に發掘せられた爲散佚して特筆すべき物知られてゐないのは頗る遺憾であるがその形式から優秀な遺品が多數存在せられたであらう事は想像に難くない。思ふに石上神宮禁足地發見各種の品々がその一部を代表してゐる



鐸銅見發上石 圖三四第



結
語

社 神 市 上 石 岡 四 四 第

物ではあるまいか。更に憶測を逞うするならば、それ等多数の墳丘中には、石上神宮を氏神と奉齋してこの附近に占居した物部氏一族の奥津城が含まれてゐるのであらうと考へられる事である。

上述の如く該地方が先史時代より原史時代に亘り夙に文化の伸展著しき状況を示し、大和に於ける重要な部分を占めてゐたこと事は疑なき事實とせらるゝが更にこれを裏書すべきものに宮跡の存在を加へる事が出来よう。即ち一は安康天皇の石上穴穂宮であり、二は仁賢天皇の石上廣高宮である。その遺跡地は今判明しないが、共に丹波市町石上附近で、現在石上市神社の所在地附近であるとせられてゐる。言ふ迄もなく奈良朝以前の帝都は永久的設備を有せず、且つ極めて小規模であつた

らうが、二度迄も此の地に宮居を定められた理由の一面には、該地方に於ける文化高調の程度に
よるものであり、一面に於て石上神宮が當時武器の貯藏所であり、且つ有事に際して立籠り得る
事と、これを背景とする物部氏の武力とが、その撰定に當つて考慮せられたであらう事もその有
力な理由となつてゐたであらう。

要するに該地方が石器時代當時より、古墳築造期に及んで著しい開明の程度を示してゐる事
は、遺跡遺物が明かに證明する所であつて、それが廣い意味に於ける大和を中心とする古代文化
發現の一局面たる事は贅言を要しない所であるが、それを助長し或はその速度を幾分なりとも
早からしめた地方的要素の一として此地に鎮まります本宮の存在を没却する事は出来ない。
故に考古學上から見た本社は内に有する多數の遺物と、外に對する如上の地位との二者に係け
られるべきであらうと信ずる。

- 〔註〕 (1) 雲根志後篇卷之四、磁石の條に、「布留社の西丹波市の野山に大なるもの種にあり」と記してゐる。
- (2) 考古學雜誌十三卷五號に二氏の報告があり、後梅原氏は「銅鐸の研究」中にほぼ同様の記事を再録してゐる。
- (3) 前田梅原氏の報告に據る。
- (4) 高橋健自博士「日本原始繪畫」。
- (5) 高橋健自氏「日本太古に於ける青銅文化」(考古學雜誌十七卷二號)及び森本六爾氏「日本青銅」。

器時代地名表

- (6) 奈良縣史蹟名勝天然記念物調査會報告第八回「縣内御陵墓同傳説地及び古墳墓表」。
- (7) 梅原末治氏「大和丹波市町北部の古墳に就いて」(人類學雜誌三十三卷二號)。
- (8) 内務省編「奈良縣に於ける指定史蹟」(第一冊)。
- (9) 喜田博士著「帝都」。

跋 文

大社名所に富む近畿地方にあつて、古來多數の神寶を尙藏するが爲に、特殊な地位と由緒とを有し、今も渝らぬ上下の尊崇を受けてゐるのは我が石上神宮である。

早く垂仁紀卅九年冬十月の條に、五十瓊敷命居於茅渟菟砥川上宮。作劍一千口。因名其劍謂川上部。亦名曰裸伴。(略藏于石上神宮也)と見え、次で同紀に、昔丹波國桑田村有人。名曰甕襲。則甕襲家有犬。名曰足往。是犬咋山獸名牟士那而殺之。則獸腹有八尺瓊勾玉。因以獻之。是玉今在石上神宮と記し、降つて日本後紀桓武天皇延暦廿四年二月の條には、勅曰。此神宮所以異於他社者何。或臣奏云多收兵仗故也とあつて、古來納むる所の神寶が如何に夥しい數に上つたかは推察するに難くない。中世以降鼠賊の侵入を受け、數次の災害を蒙つたが、なほ現存する寶物には、神功皇后紀に百濟より献上せられたと言はれる七枝刀や、天下に類例なき鐵楯又は明治七年御正體と共に禁足地より發見せられた多數の玉類及び色々緘腹卷や小狐丸刀身等の逸品を始め、多數の傳世品奉納品が残存して、そゞろにそのかみの盛事を勞號せしめてゐる。

然るに如上貴重な由緒を物語る多數の寶物類は、一二學者の研究を経た物を除く外は、未だ全部に亘つて鑑別研究を施された事がなく、爲に往々名稱に誤謬が傳へられ、眞價の顯彰にも缺く

二
る所があつたのは常に遺憾とする所であつたが、偶々内務省考證官宮地博士の懇切な徳通と勸告とを得たので、本宮御由緒調査第一の手段として、寶物誌の出版に着手する事となり、大正十四年以降同博士指導の下に、斯道の大家柴田常恵氏及び當時の奈良縣史蹟調査委員上田三平氏に依頼して調査を開始し、後内務省考證課囑託大場磐雄氏之に加はり、前後數回に亘つて精緻な研究が遂げられた。その結果昭和三年の夏一段落を告げ、爾來専ら大場氏之が執筆の勞を執らるる事となり、同年秋畏くも

聖上陛下御大典御舉行に際し、略々その完成を見るに至つたので、事の由を神前に奉告する事が出来たのは、誠に好箇の記念といふべきである。なほ此の擧の實現に當り、神宮氏子惣代各位が能く陰に陽に之を援助せられ、殊に多額の出版費を寄進せられた篤行に對しては、永く銘記して感謝の意を表すると共に、困難な本書の出版を引受けた大岡山書店の努力に對しても同様の念を禁ずる事は出来ない。

今や印刷全く成り新装を凝した本書の出版を見るに及び、茲に當時を回顧して、些か事業の沿革を述べ、合せて關係者各位の努力に對し、更めて衷心より謝意を捧げる次第である。

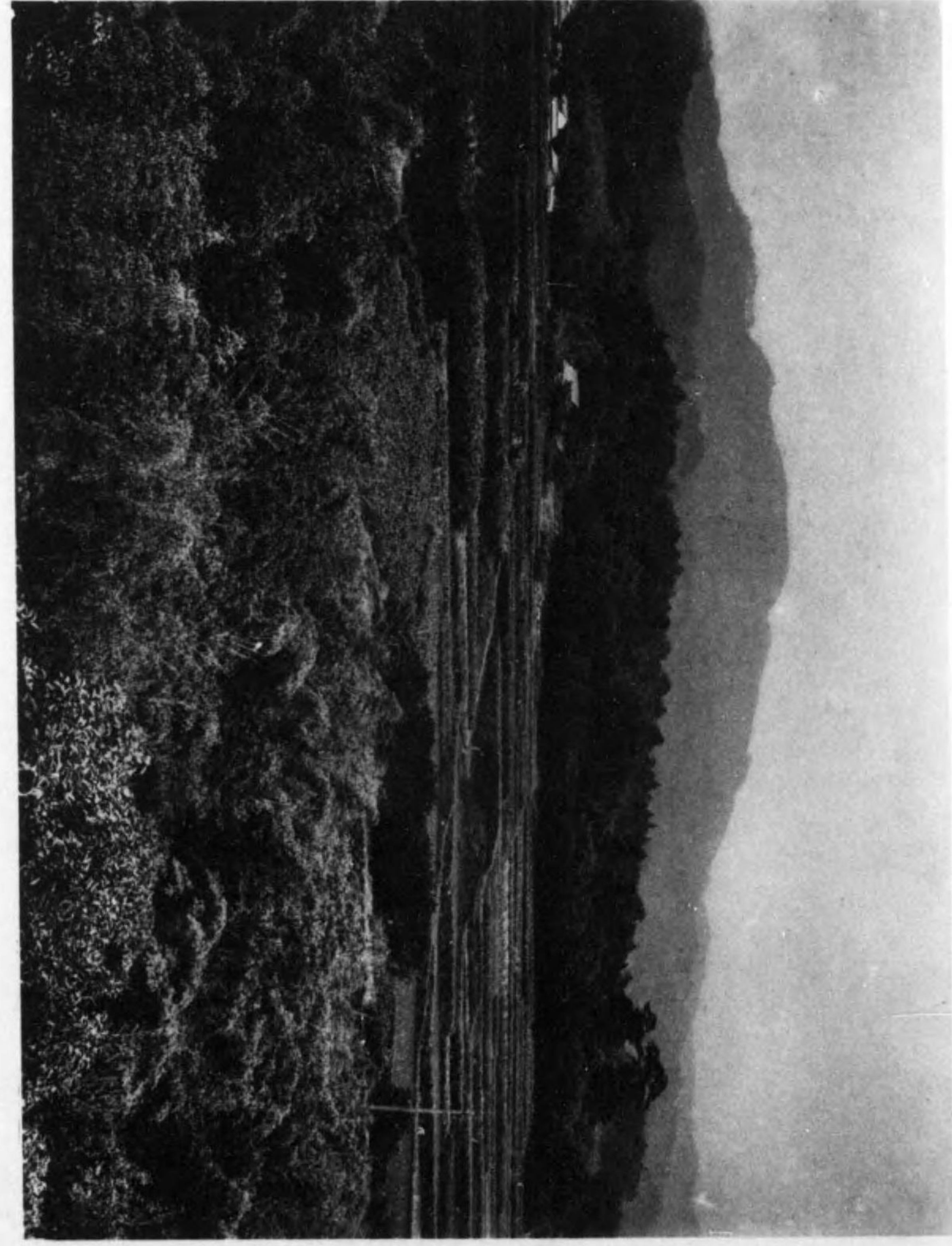
昭和四年十月

官幣大社三島神社に於て

元石上神宮々司

加藤七郎

(石上神宮波丹) 遠宮神上石



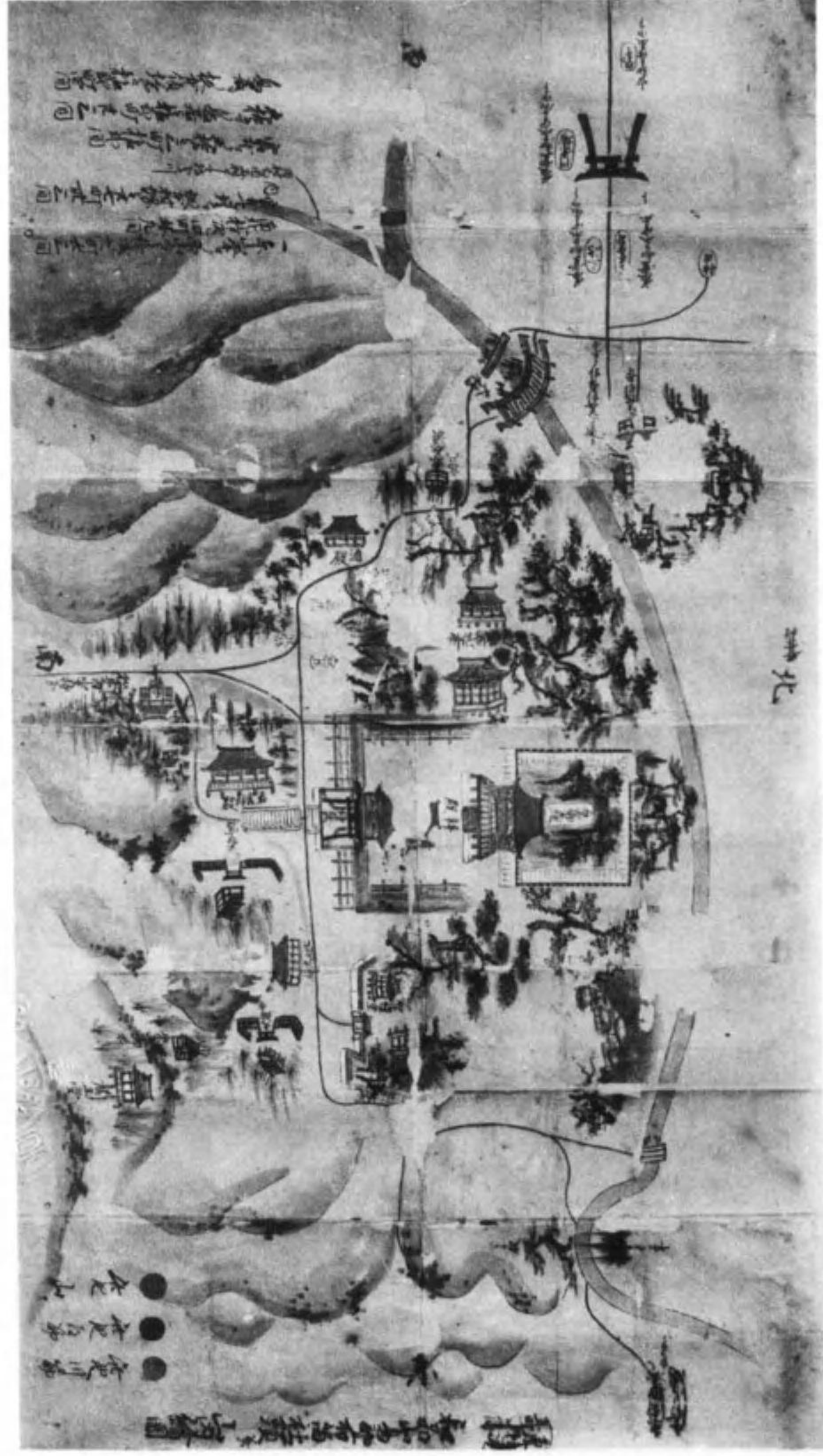
还土轴官鼓院（兴义市西五里）



和州邊郡布頭並山內繪圖

第二版圖

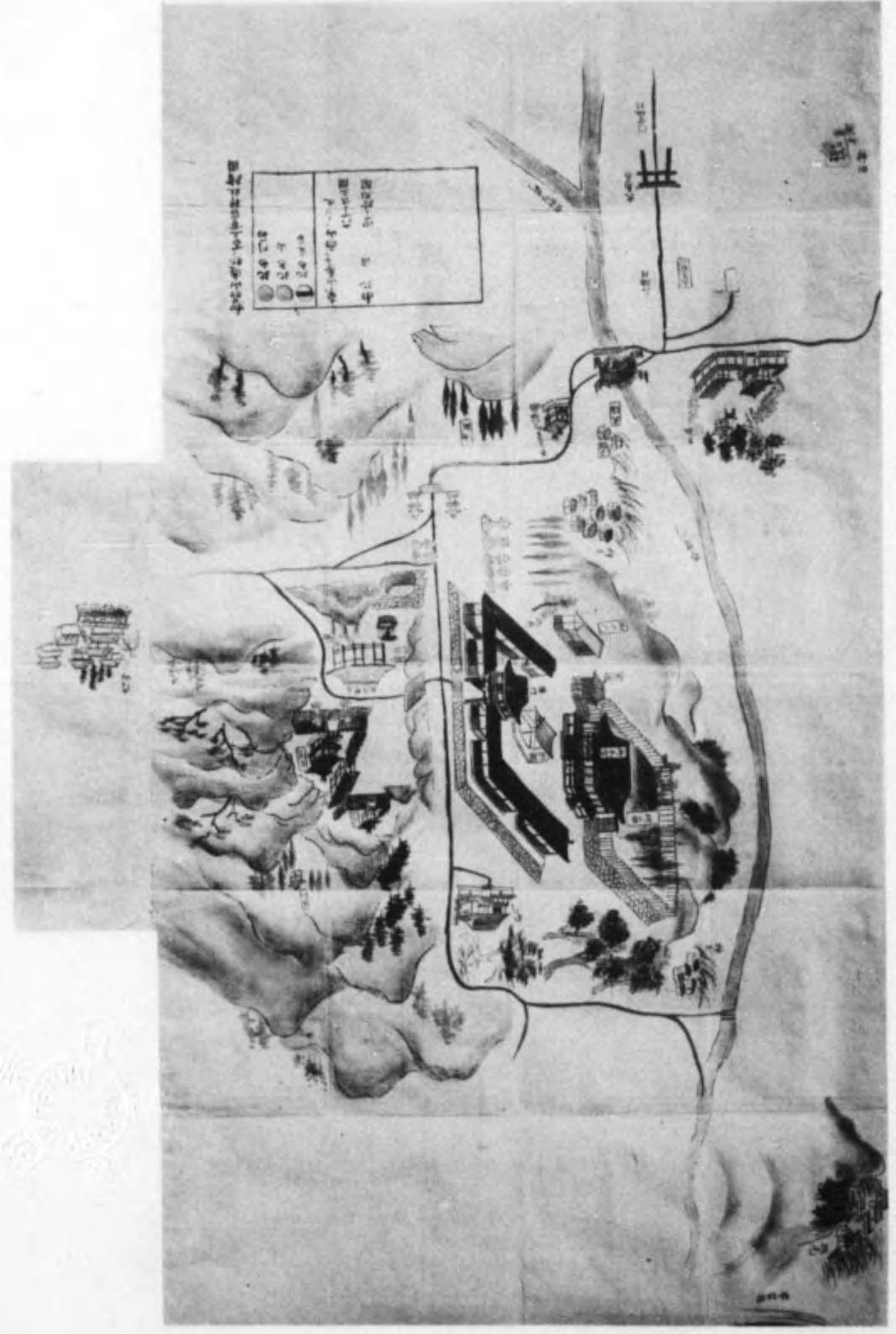
圖說卷二 內 彭山 彭山 彭山 彭山 彭山





和州山邊郡石上布留神社繪圖

第三版圖



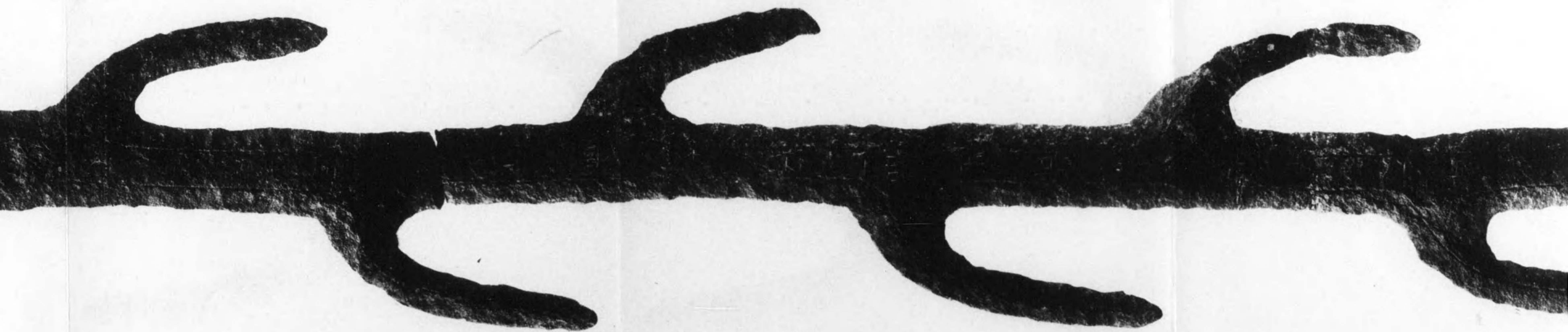
味快山彭羅江上亦留轉推餘圖

七 枝 刀 (大 賞)



大 (貴 氏 封 子)





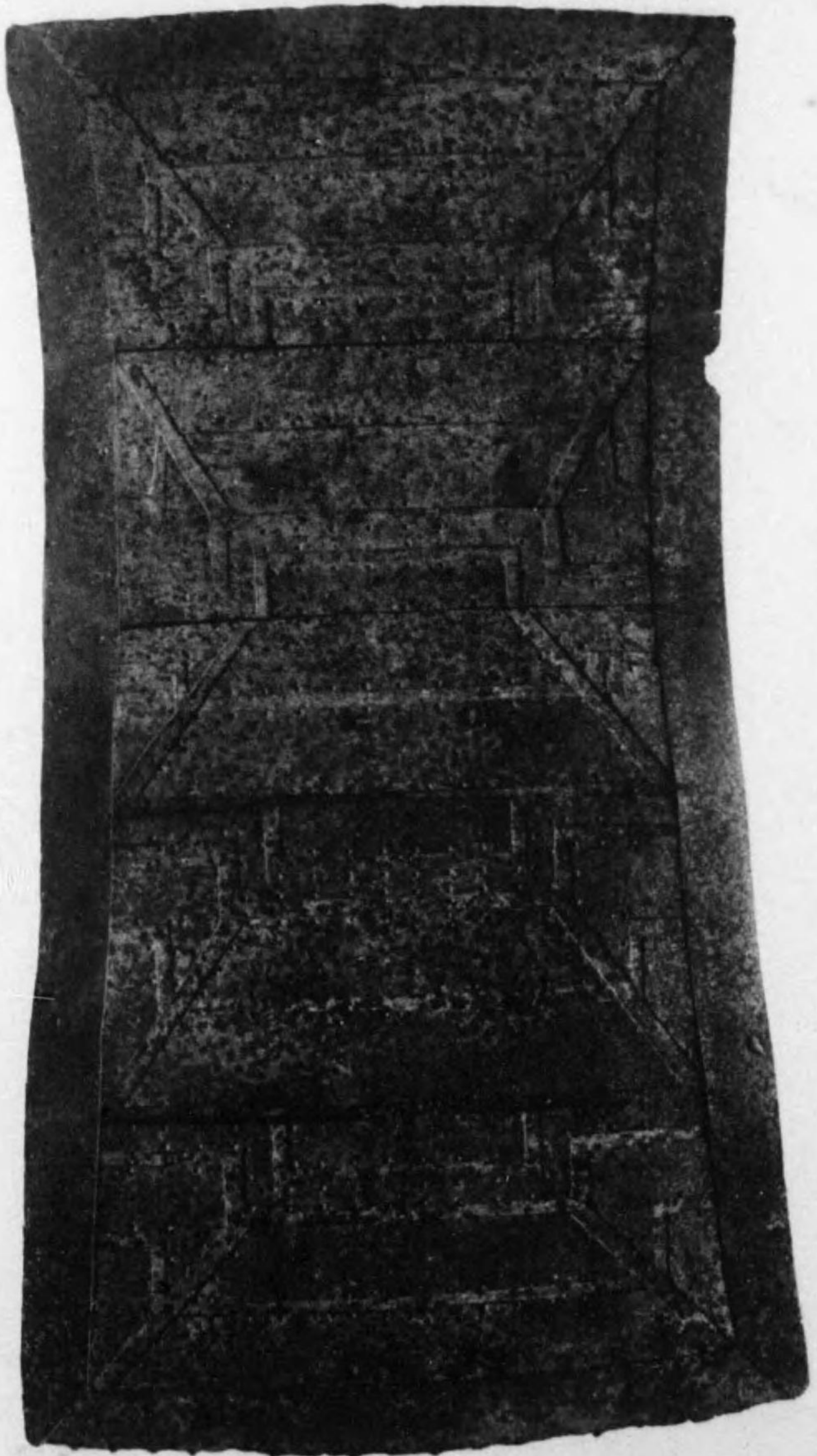


鐵

楯

(一)

類 第 (一)



鐵

楯

(二)



發

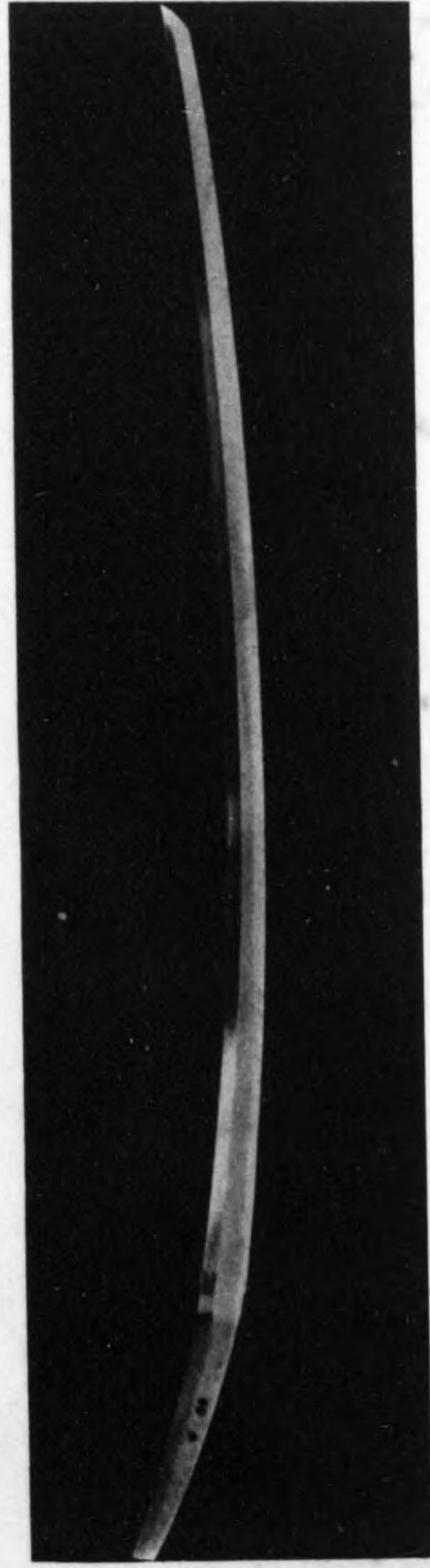
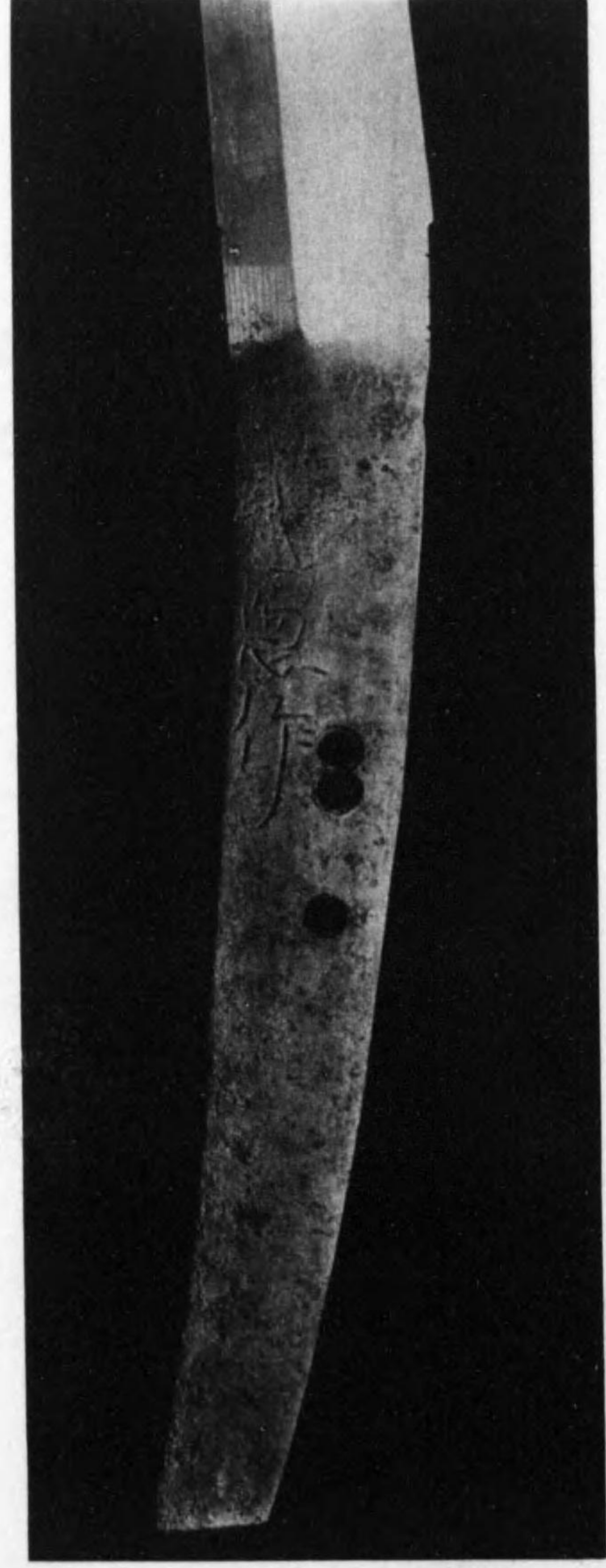
跡

(二)



(九 狐 小) 身 刀 太 銘 在 惹 義





鎌倉古瀨太刀良(4頁表)

色々絨腹卷
(三)
正面





色
◆
鎧
類
卷
(三)
五
面

色々絨腹卷
(二)
側面



卷之六
（二）
面



圖版第一〇

色々絨腹卷
(三)
背面



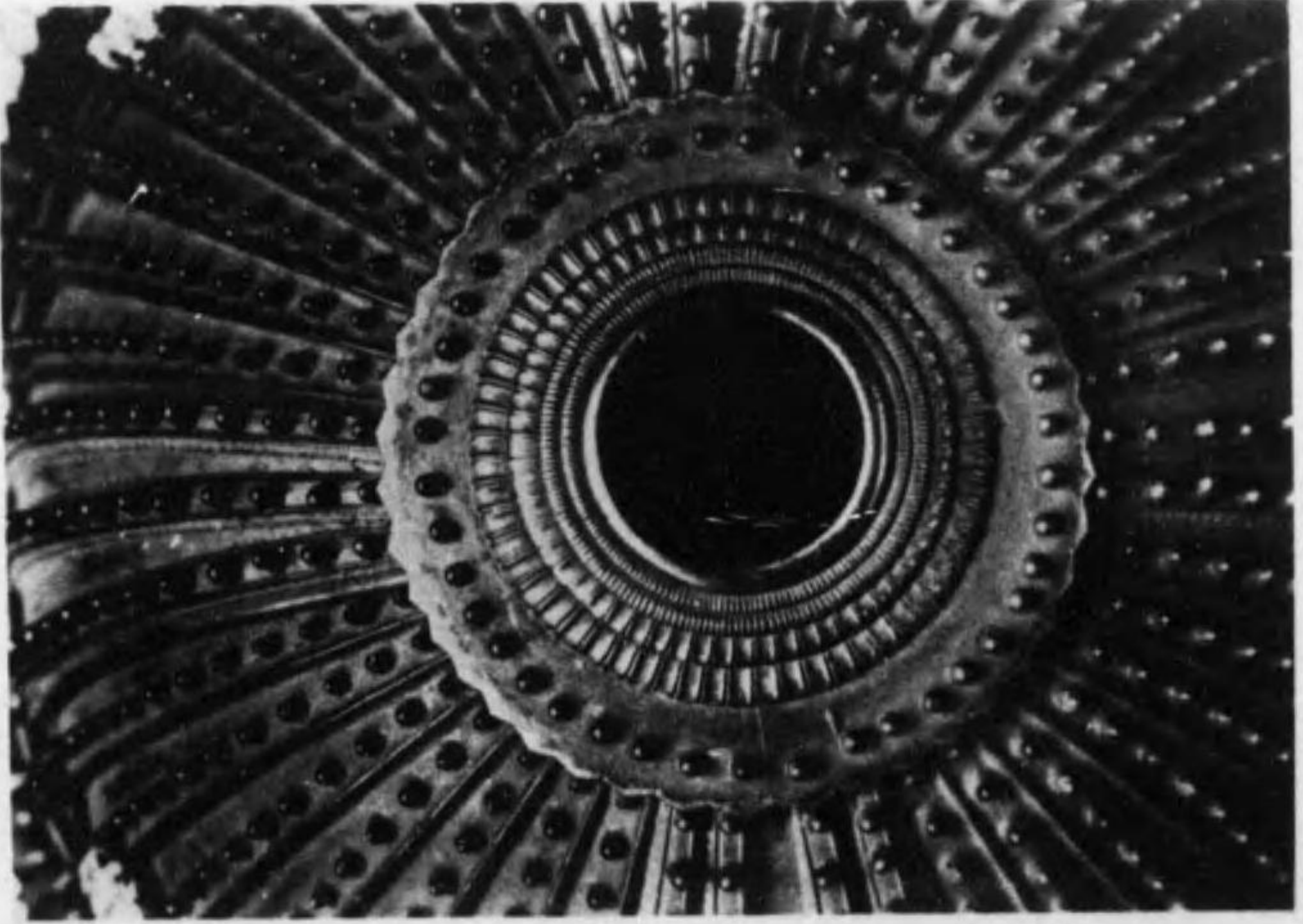
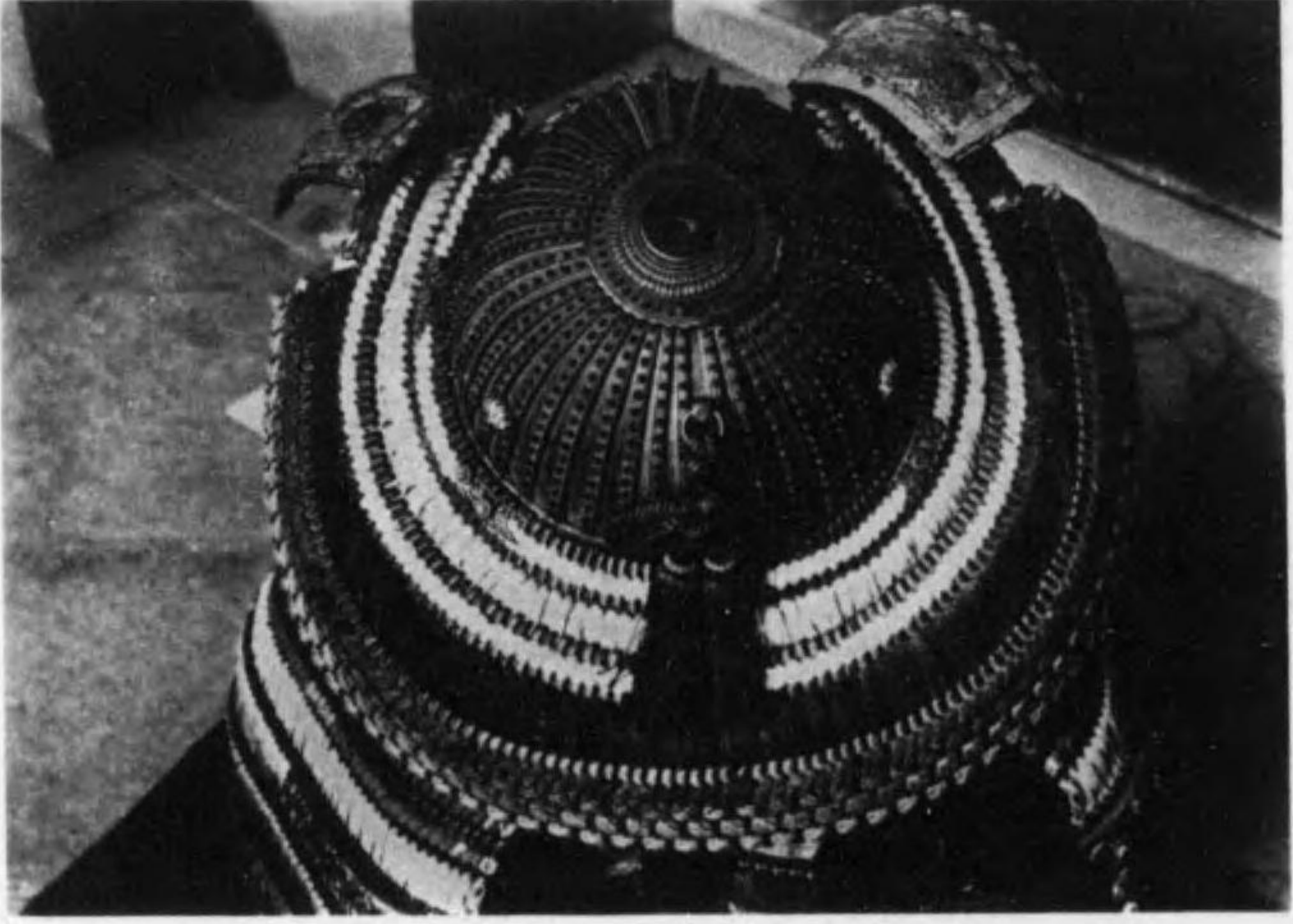
色 々 鎧 類 考 (三) 背 面



圖版第一

色々絨腹卷
(四)
兜





色々編り袋 (四) 史

色
々
絨
腹
卷
(五)
袖
・
兜
一
鉢



心
◆
辨
建
步
(正)
時
•
與
一
檢

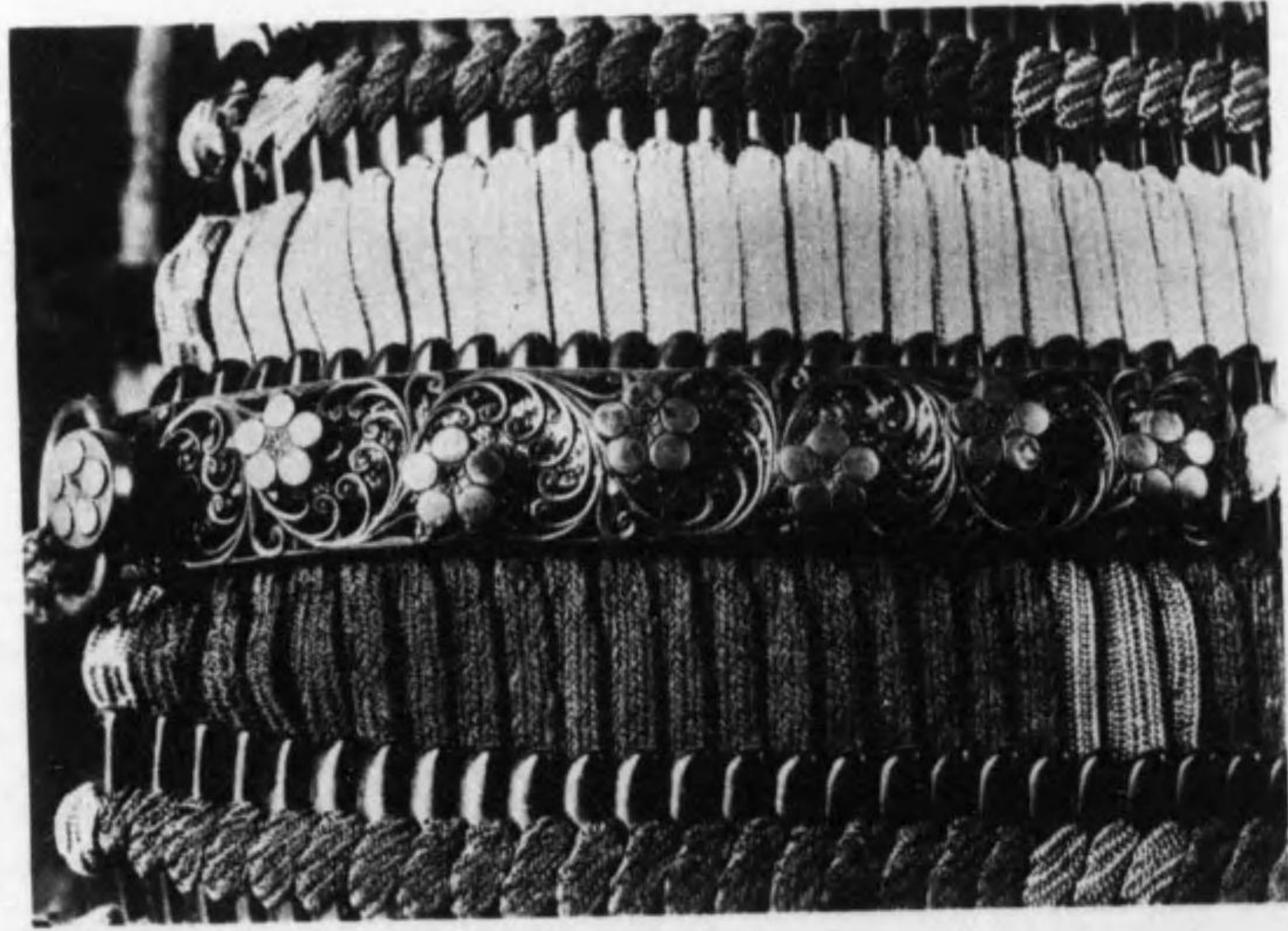


圖
版
第
一
三

兜

一

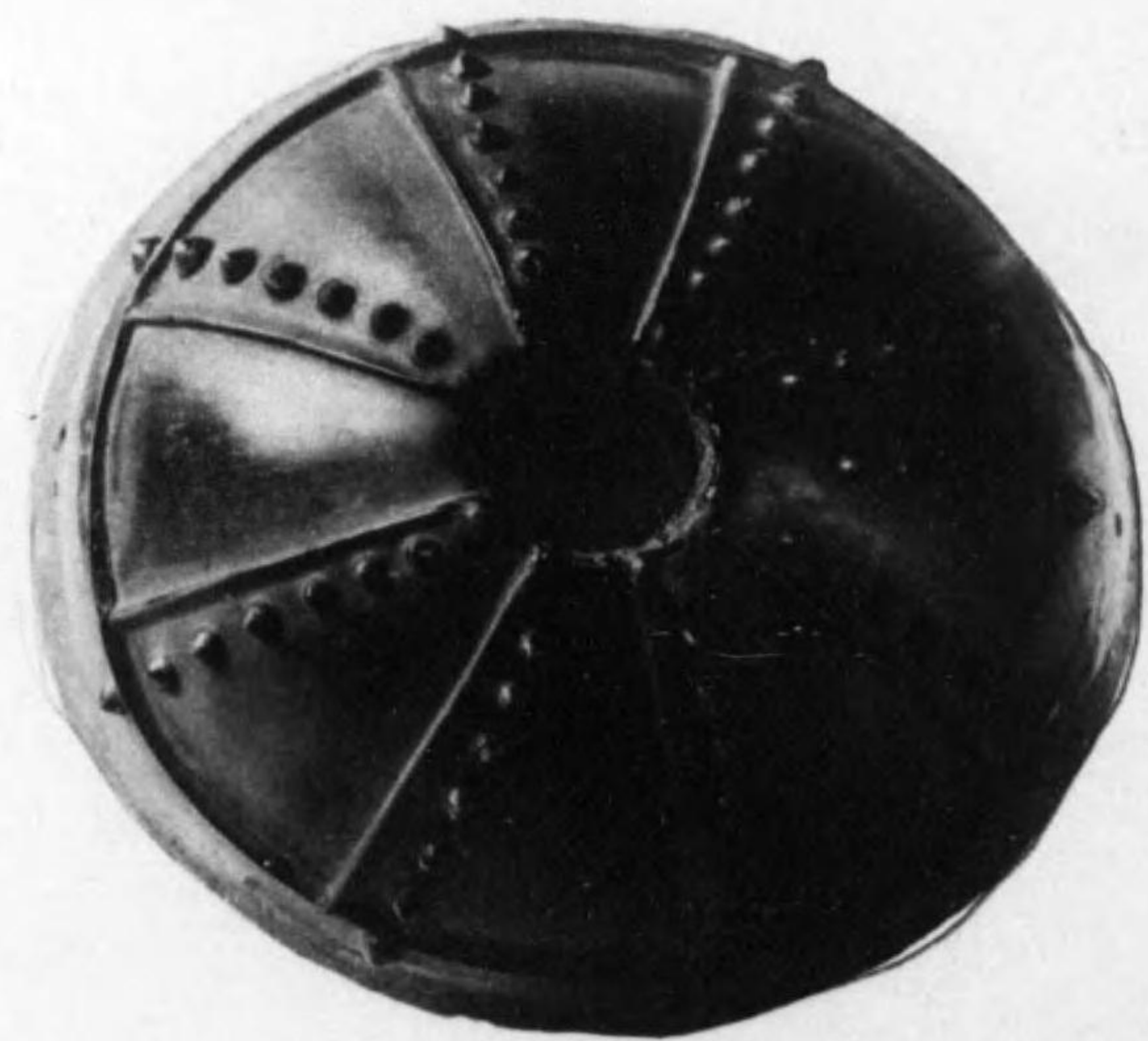
鉢



與

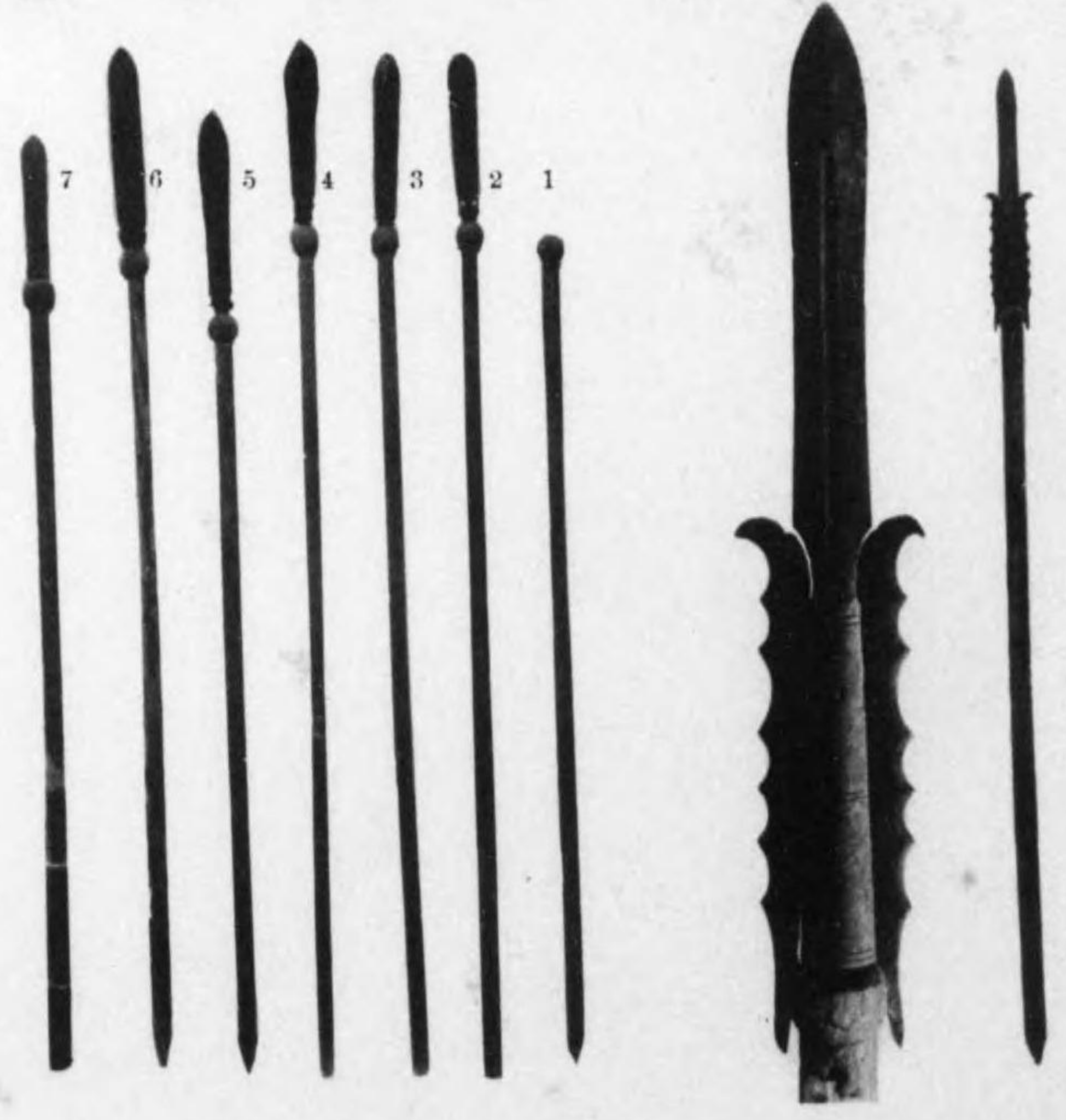
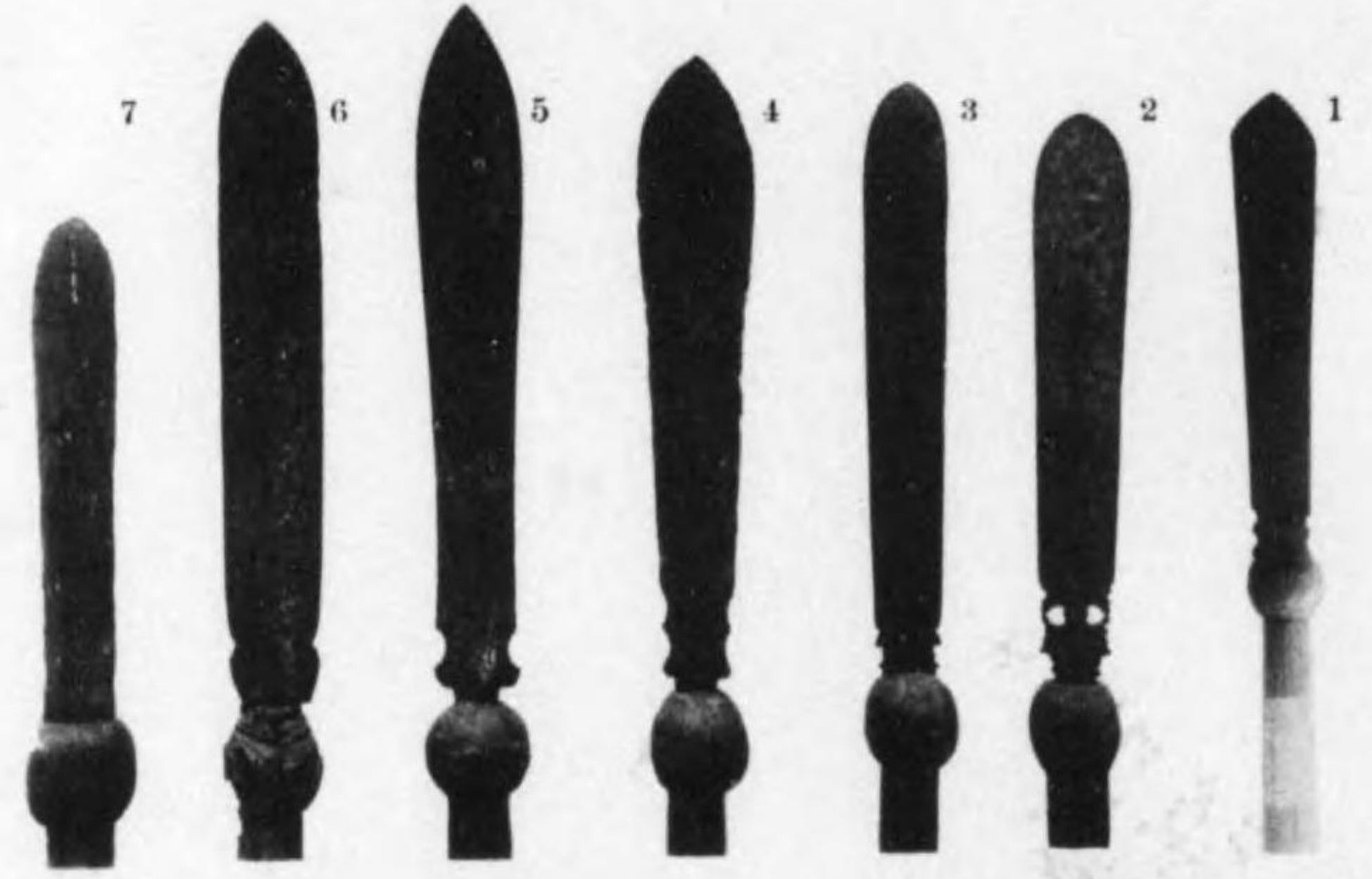
一

給



梓
各
種





針
各
類

高 杯

拍 犬



高 椅

高 大



唐 櫃

鼓 胴

鞞 鼓 銅



罍 卣

斝 卣

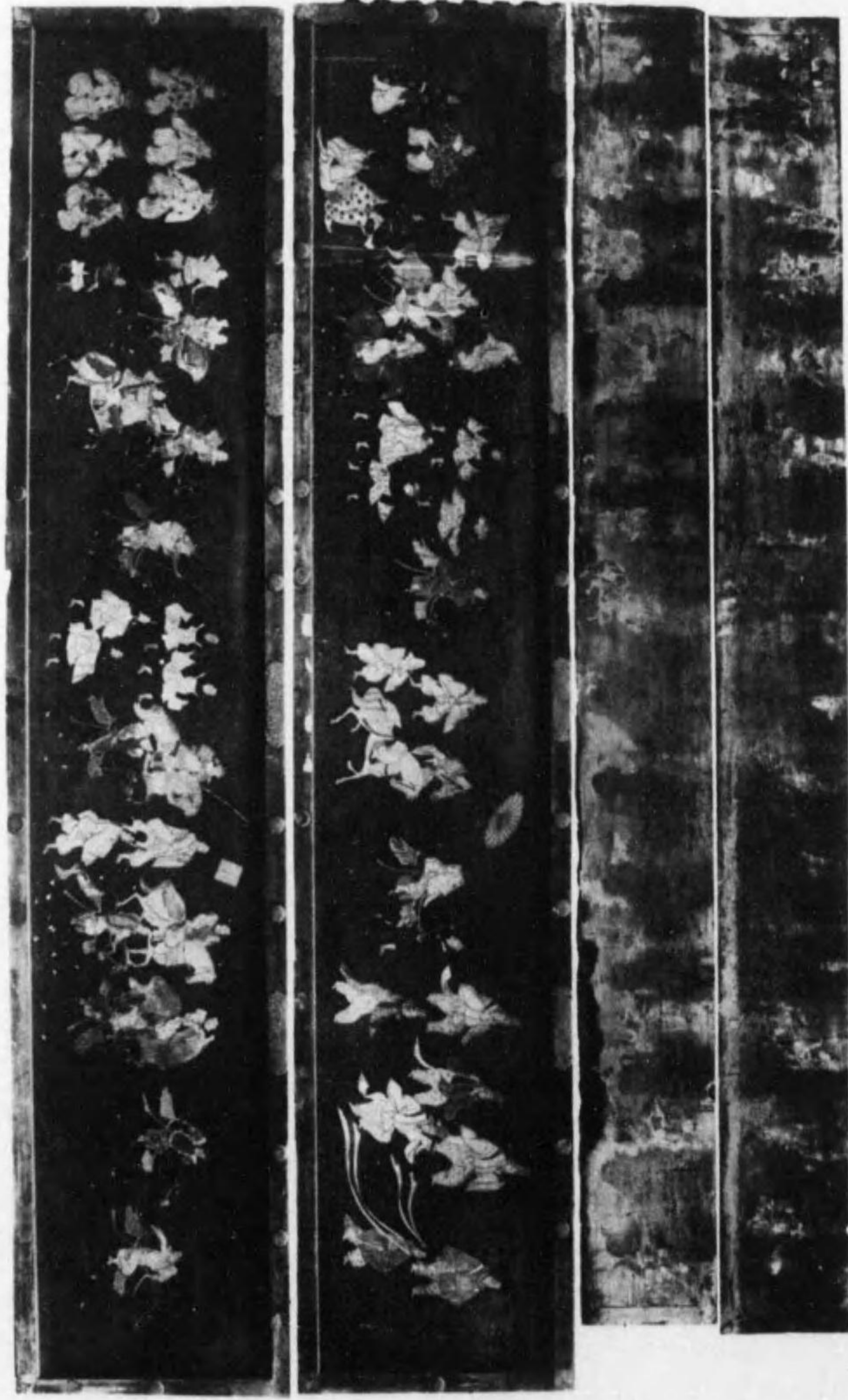
罍 斝 卣





永 享 四 年 繪 額

貞 享 四 年 繪 額



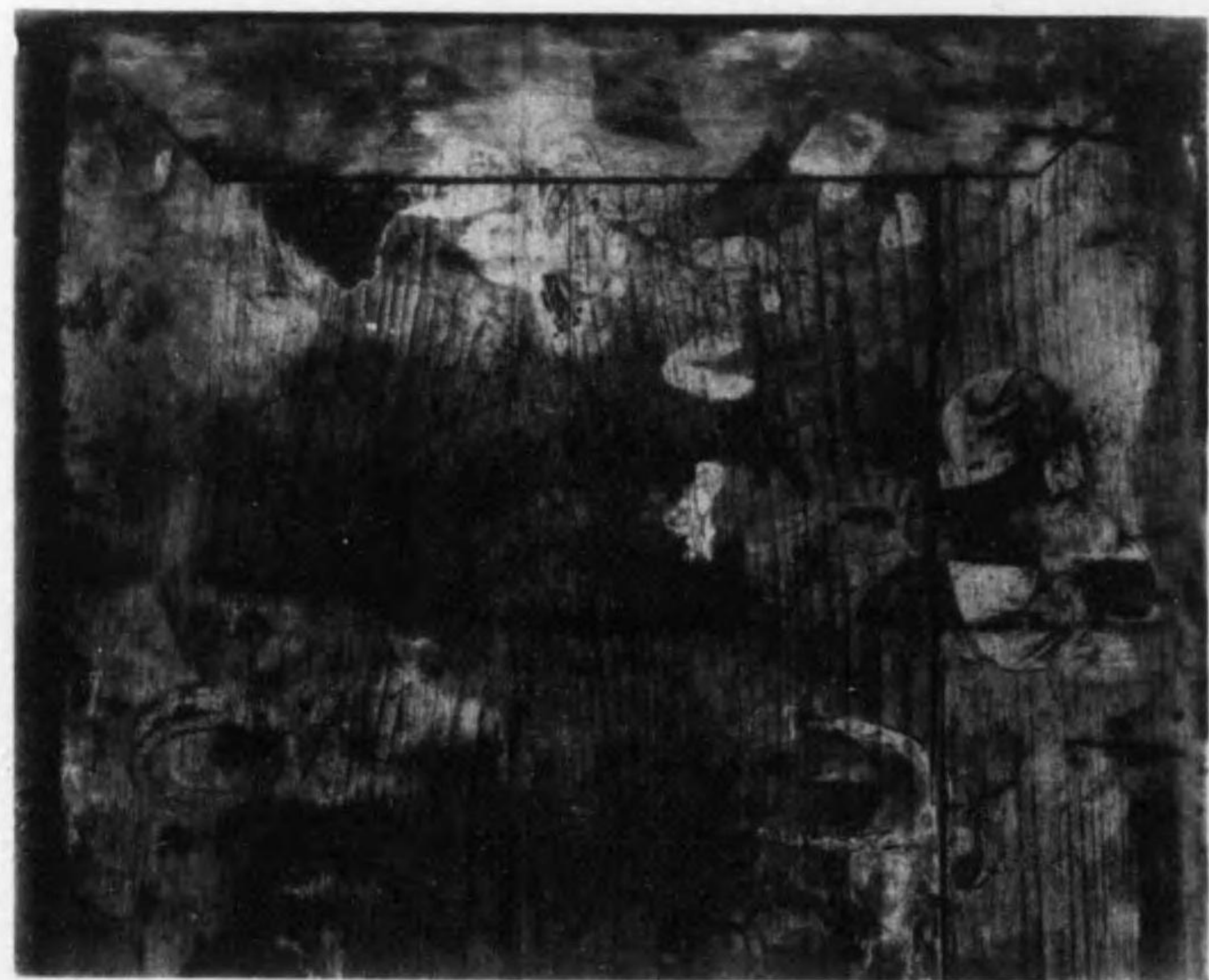
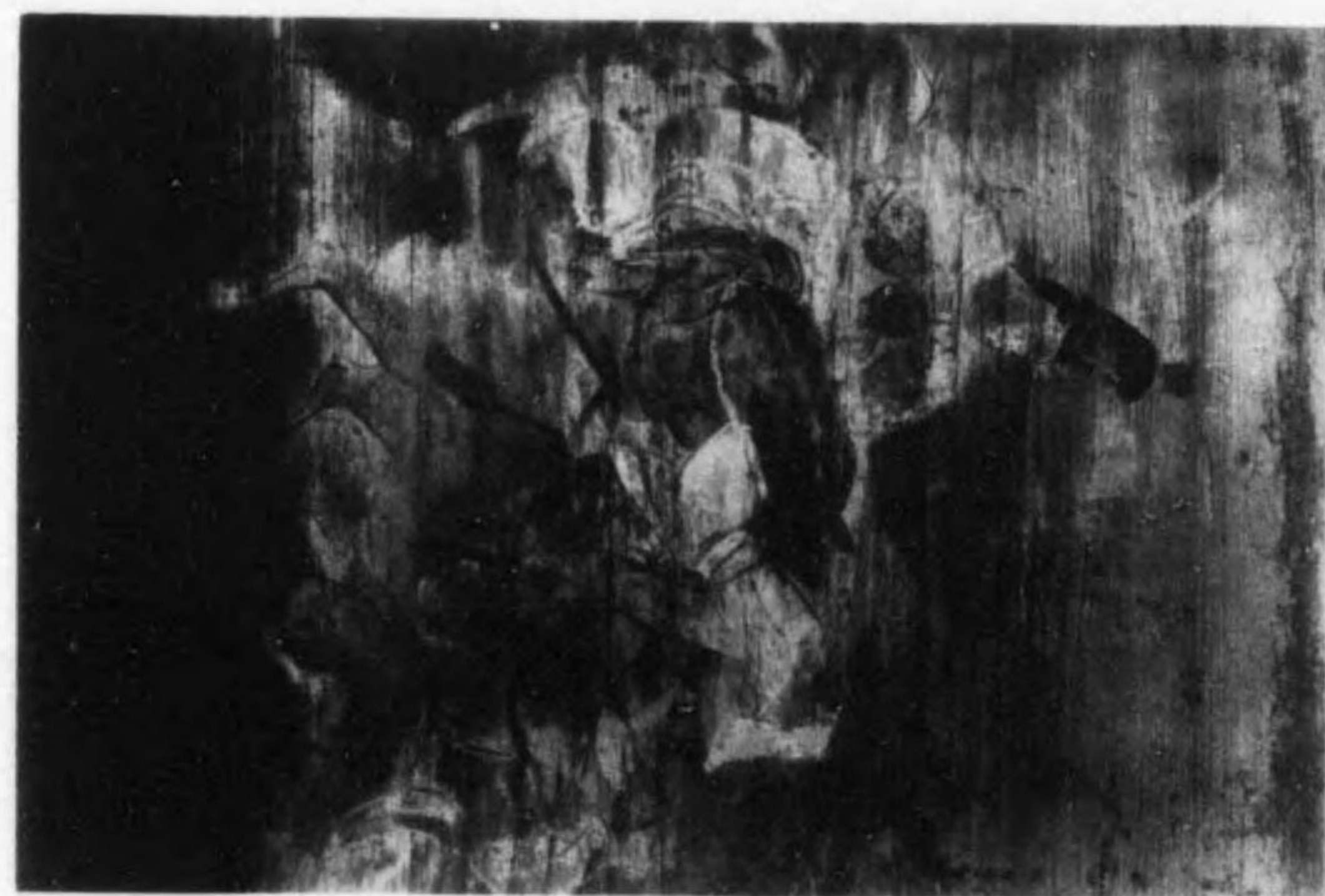
藤 餅 半 四 草 米

藤 餅 半 四 草 貞

(一) 永 享 四 年 繪 額 一 部



（一） 塘 一 餘 半 四 享 太



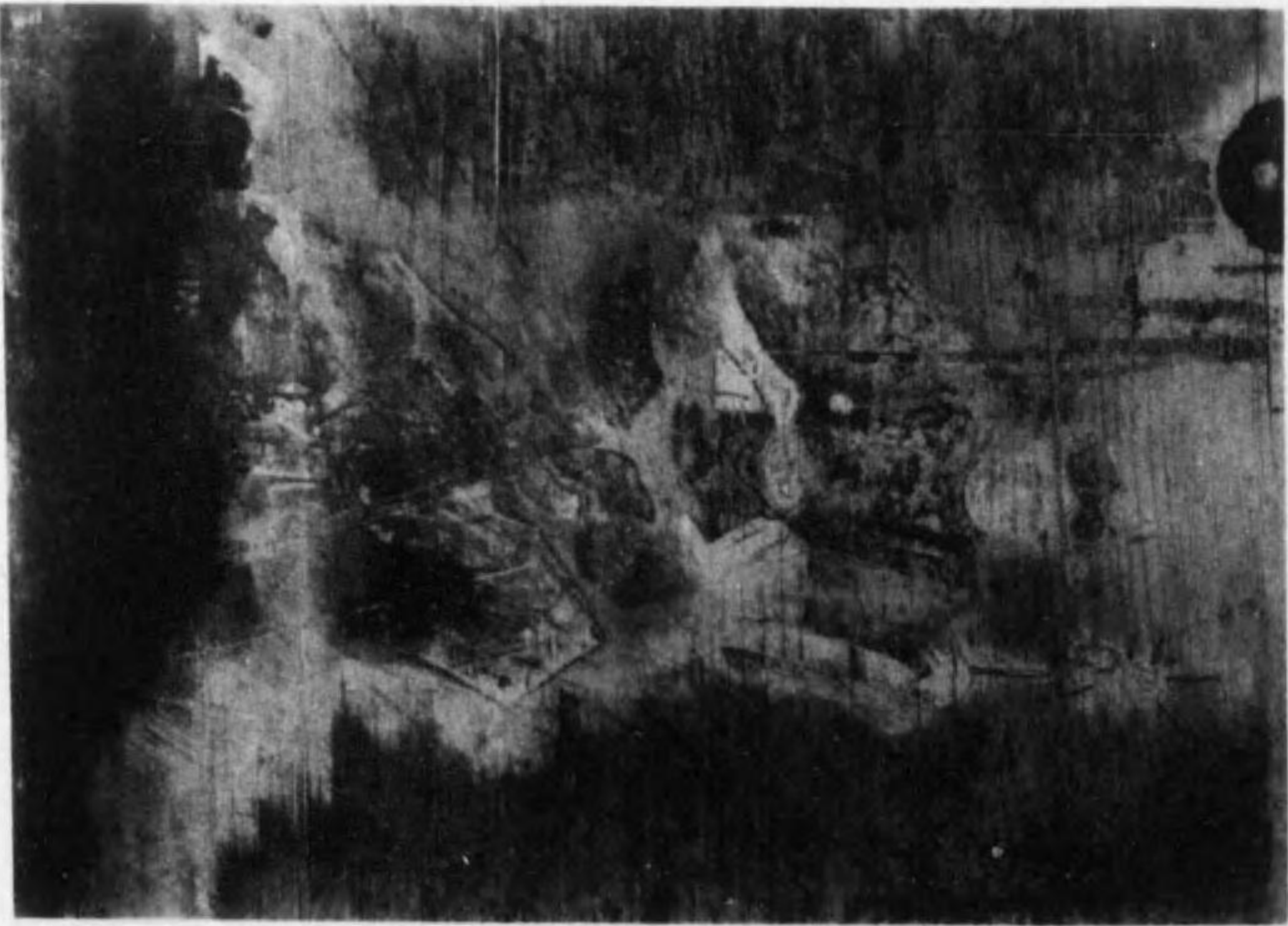
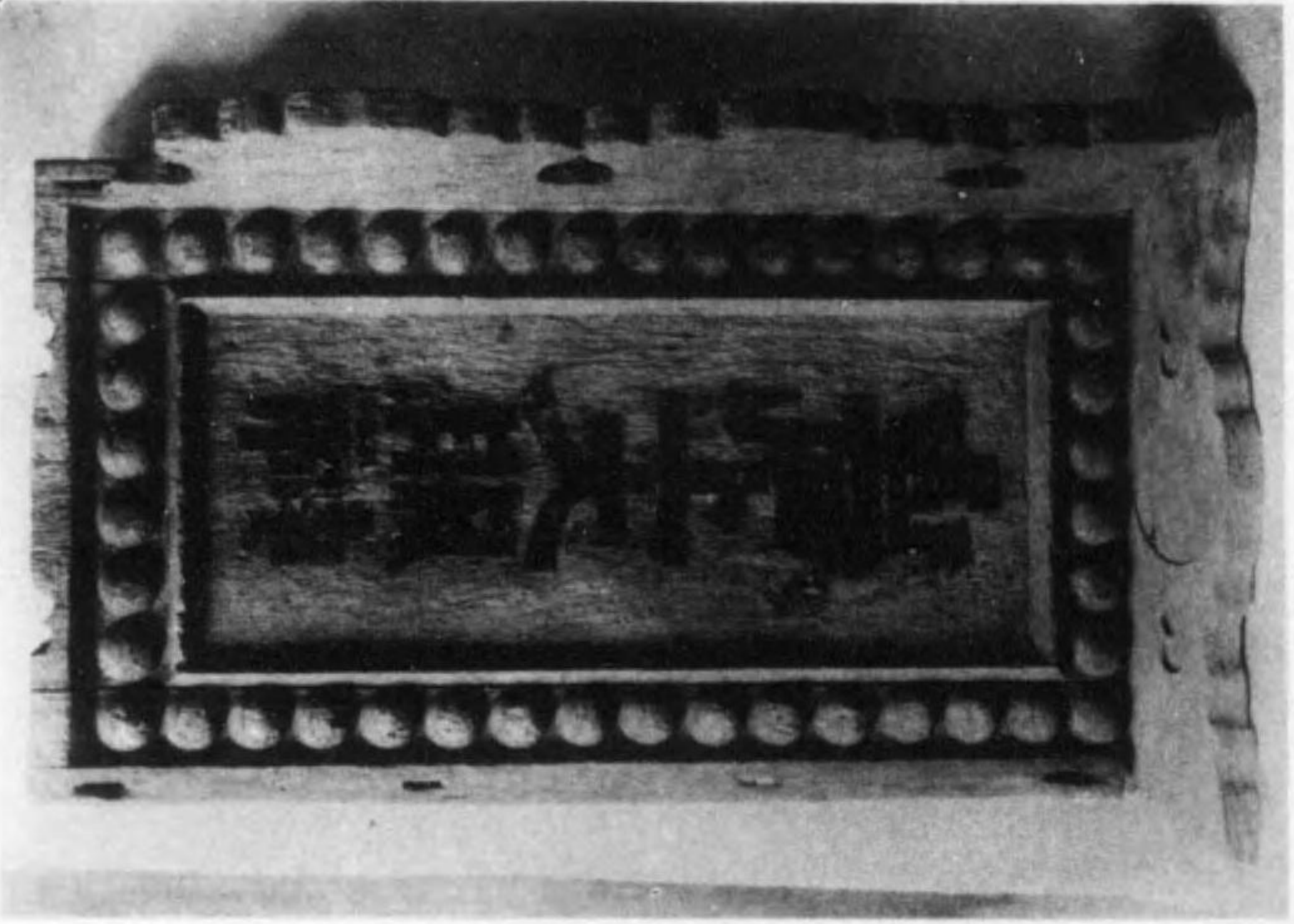
神 號 類

永享四年繪類一都(二)



碑 鏡 譜

永享四年餘曆一曆(二)



圖版第二〇

首

終



圖

類



銅板御正體

筒井順慶書狀



棟

札

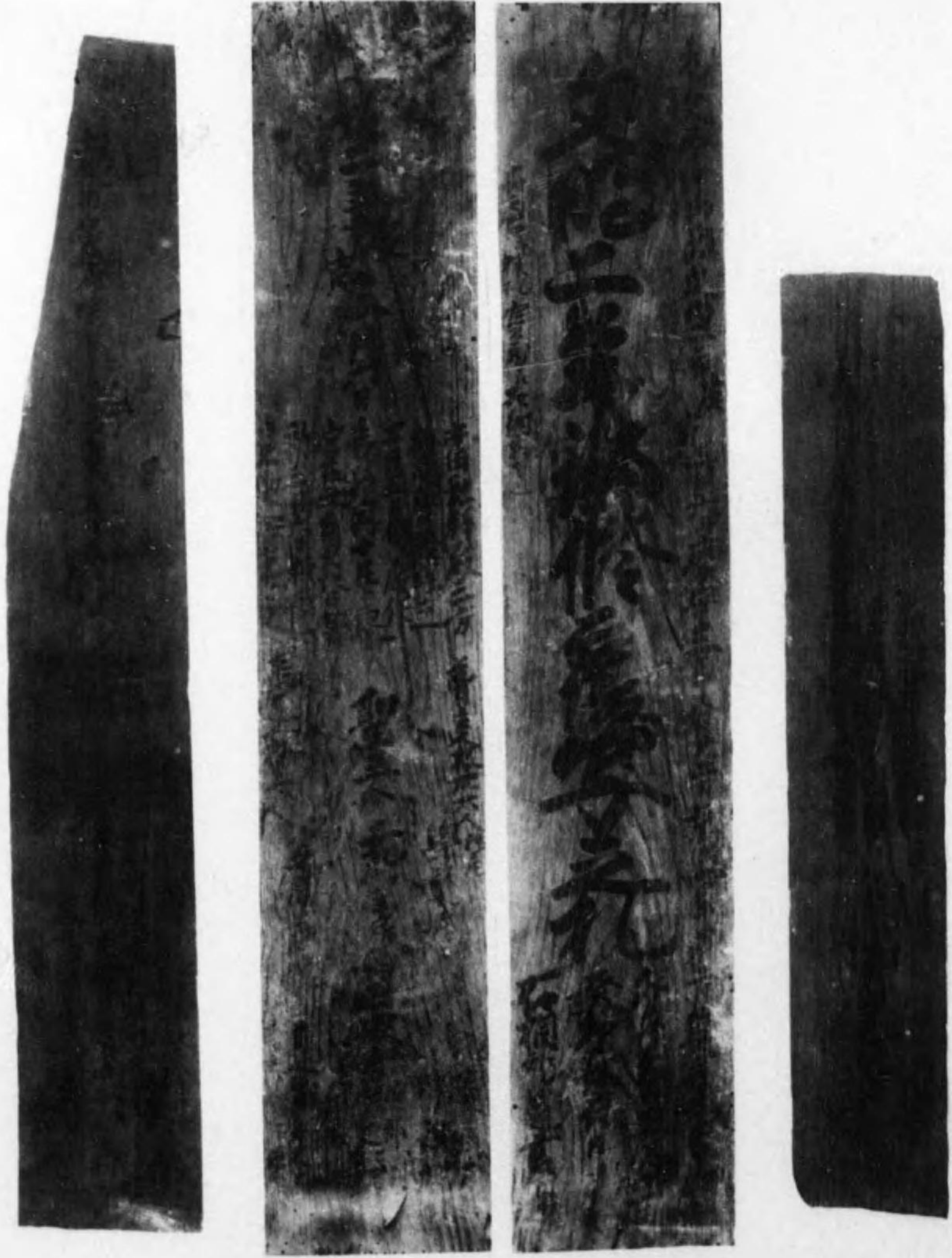
(一)



林

林

(一)



棟

札

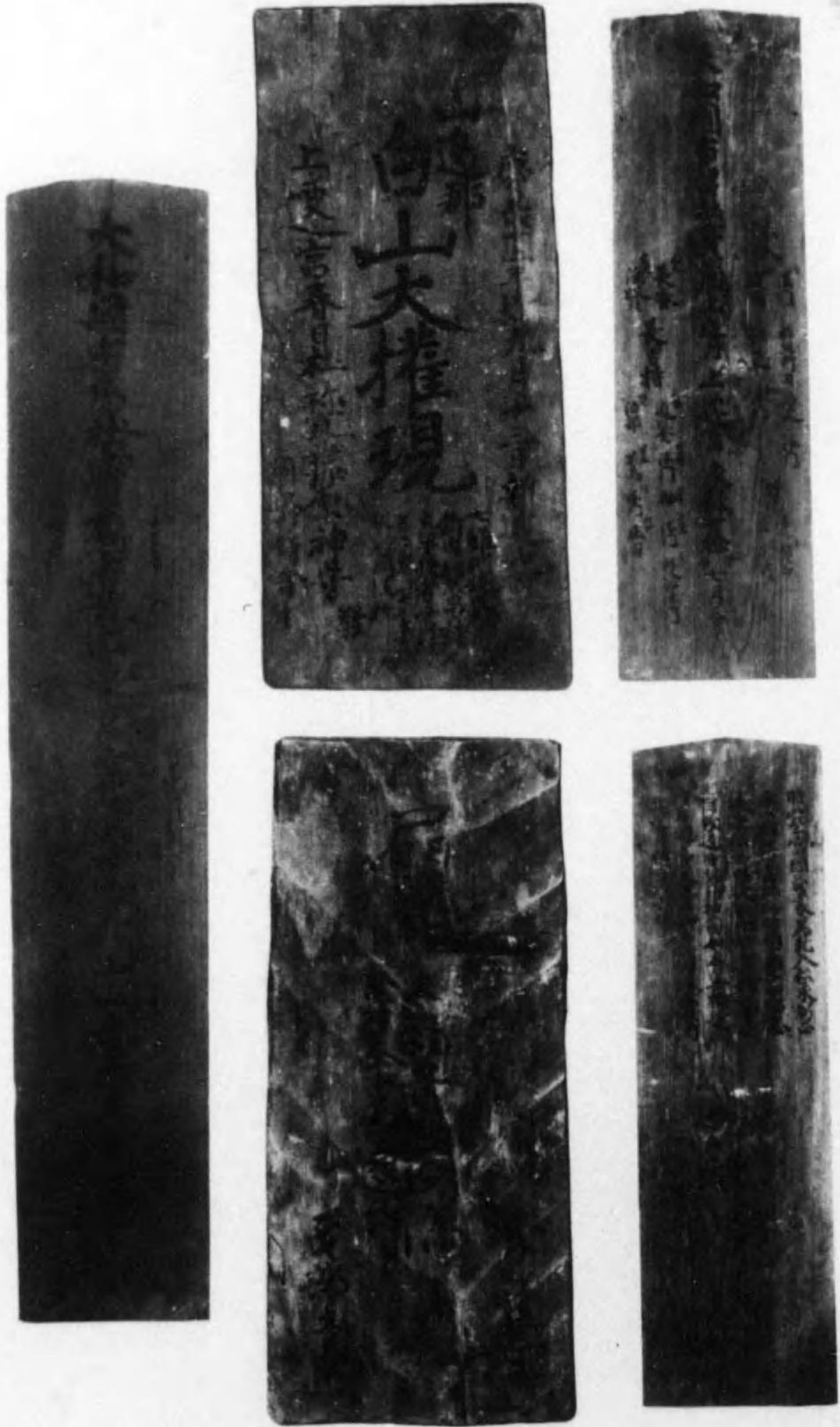
(二)



對

片

(二)

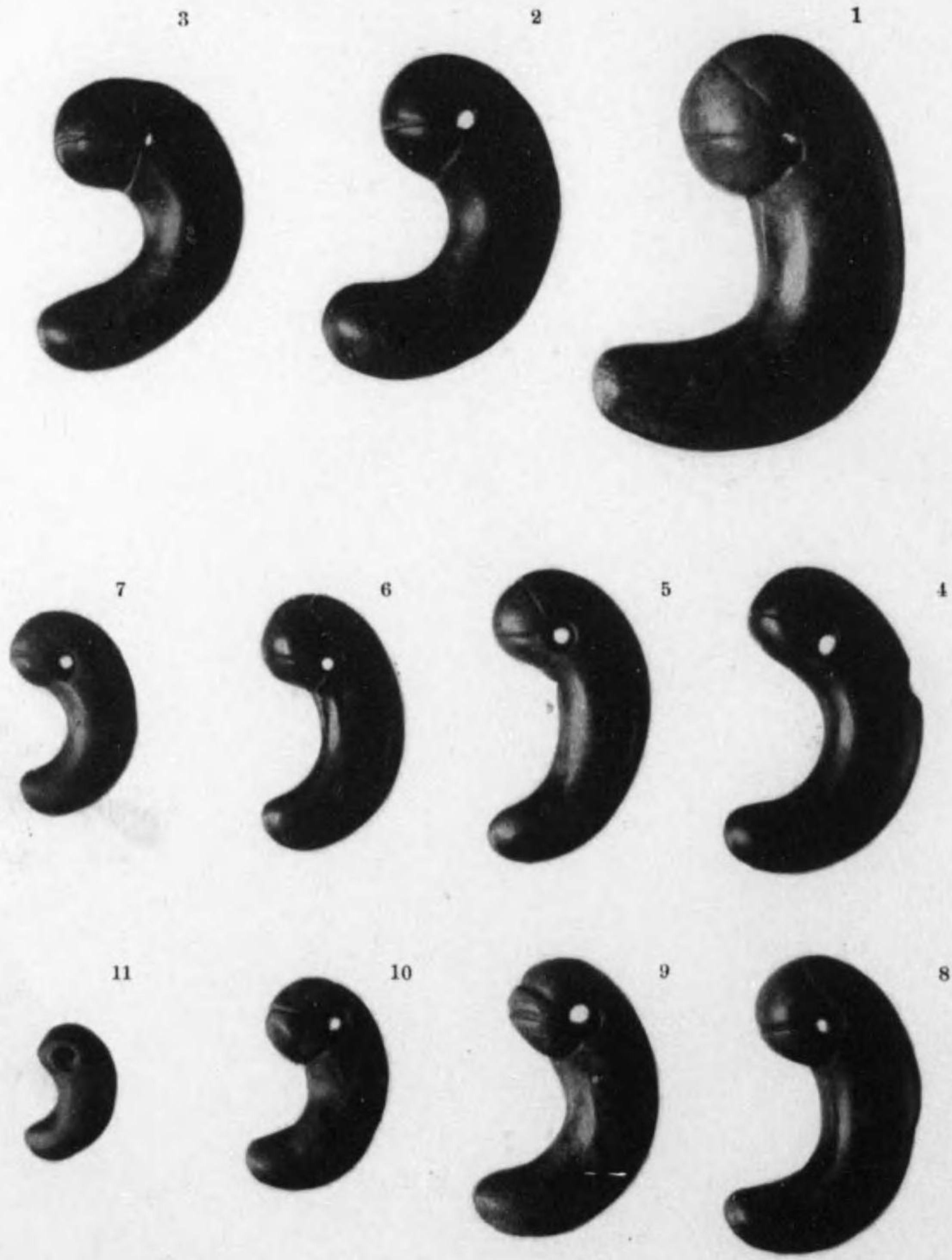


圖版第二四

禁
足
地
發
見
勾
玉
(一)



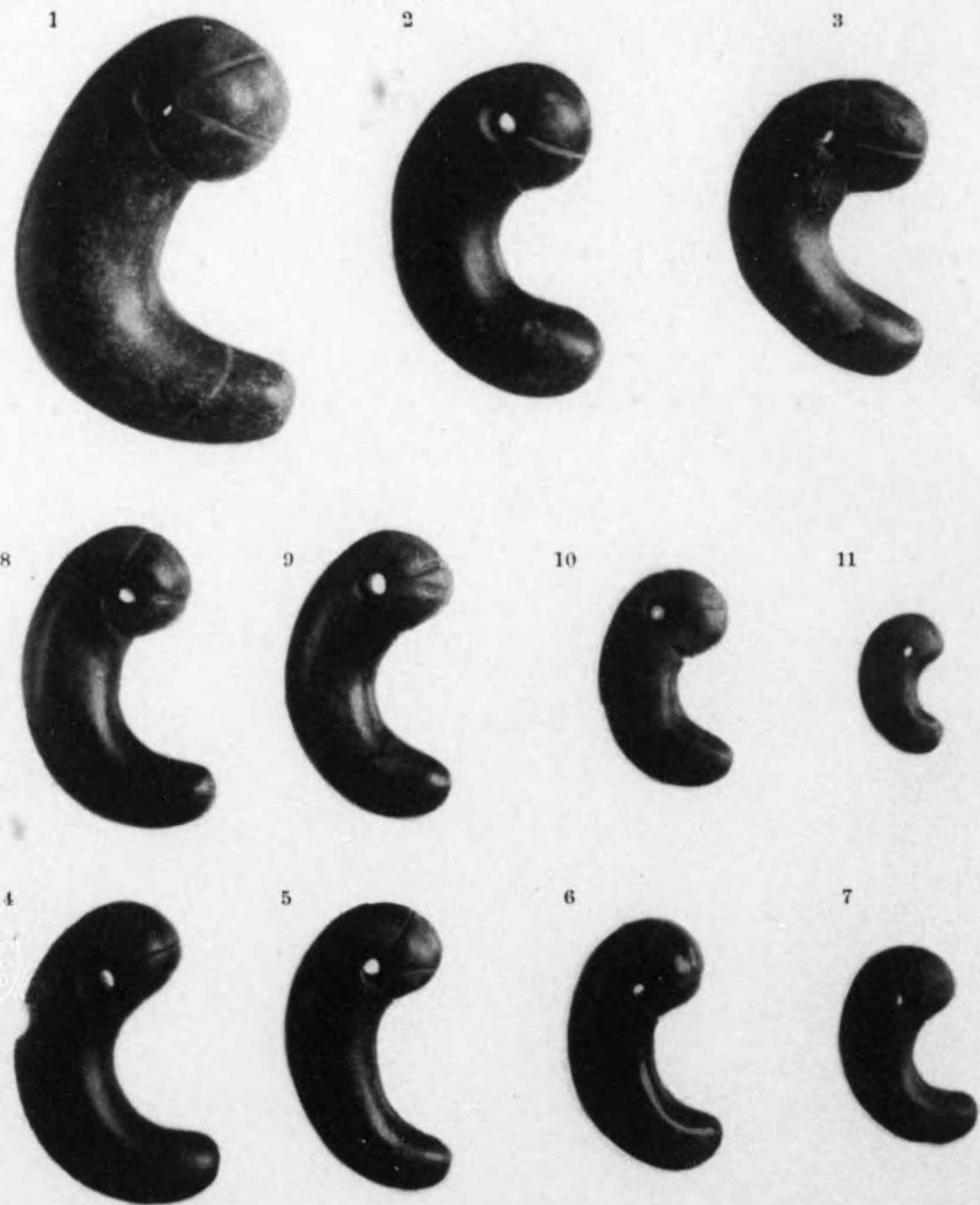
禁 呈 此 證 具 以 正 (一)



禁
足
地
發
見
勾
玉
(二)

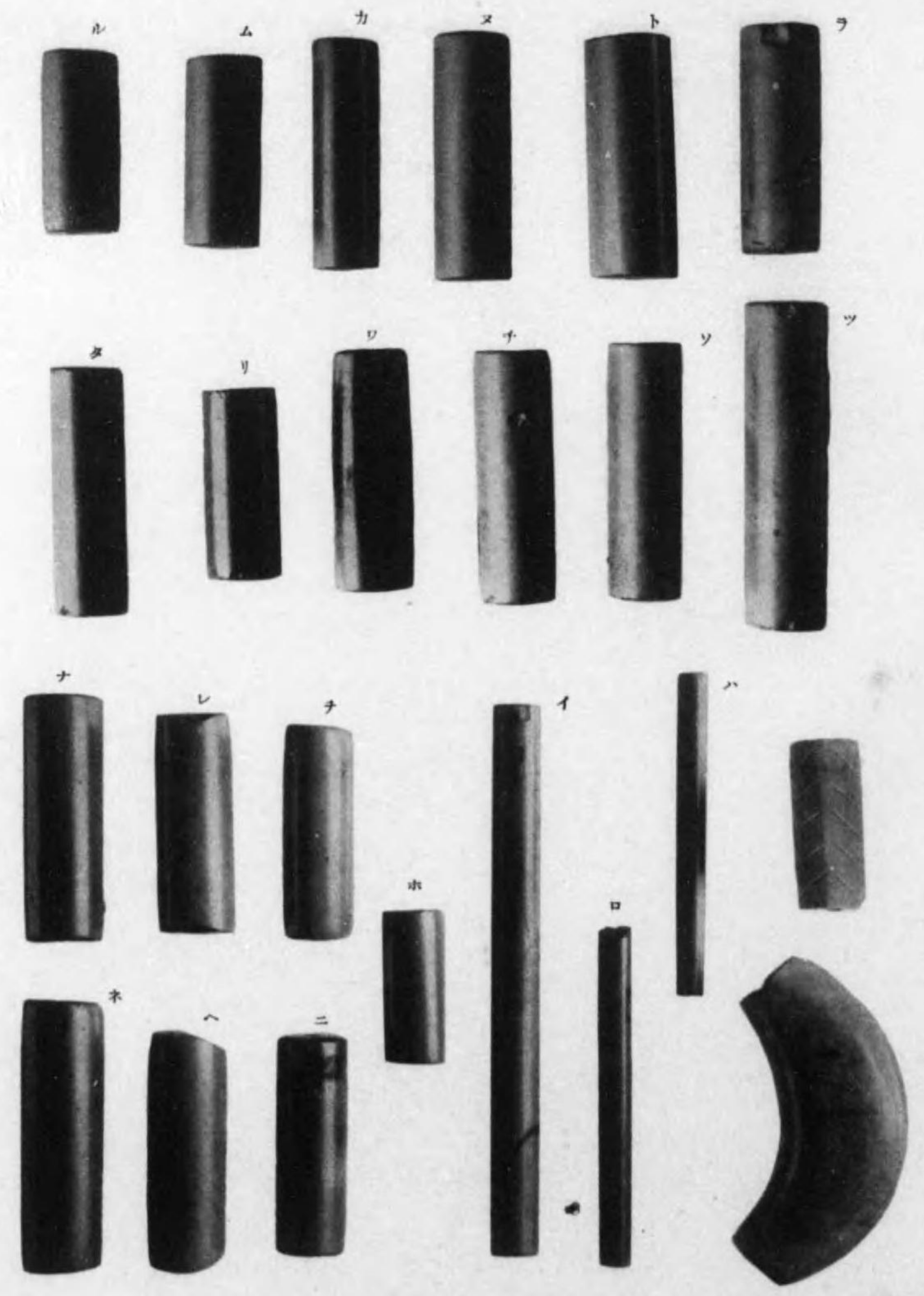


禁
呈
此
發
見
以
正
(二)



禁足地發見管玉・同弦月管玉・同菱形管玉





禁 風 賦 登 具 普 正 ・ 同 茲 良 普 正 ・ 同 萎 沃 普 正

禁足地發見棗玉及同弦月形管玉

銅

鍍

環頭式柄頭



禁 罍 尊 盃 正 瓦 同 鼓 貝 鐘 管 正

罍

鐘



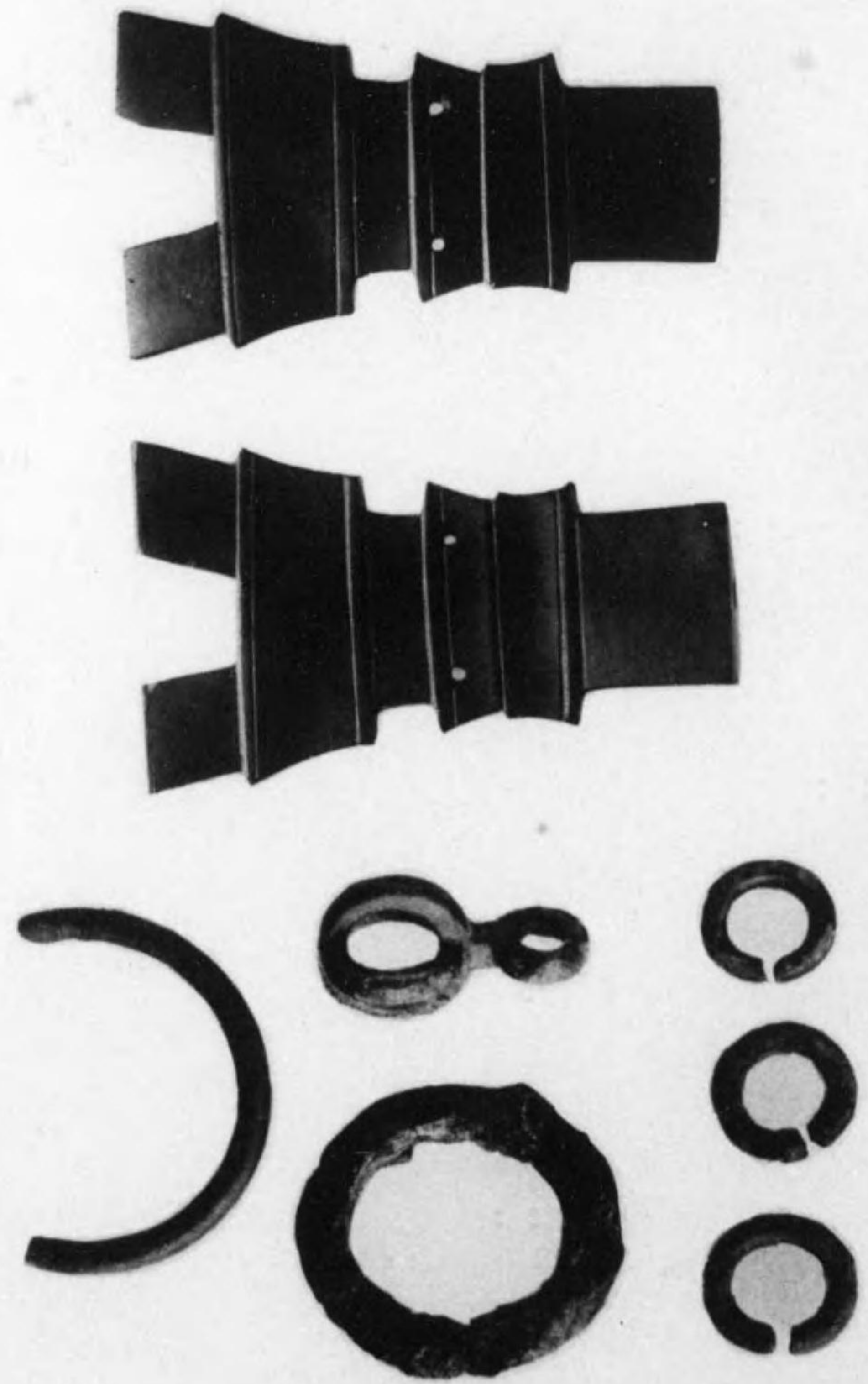


禁足地發見痕類

同琴柱形石製品

同 翠 井 派 石 鑿 品

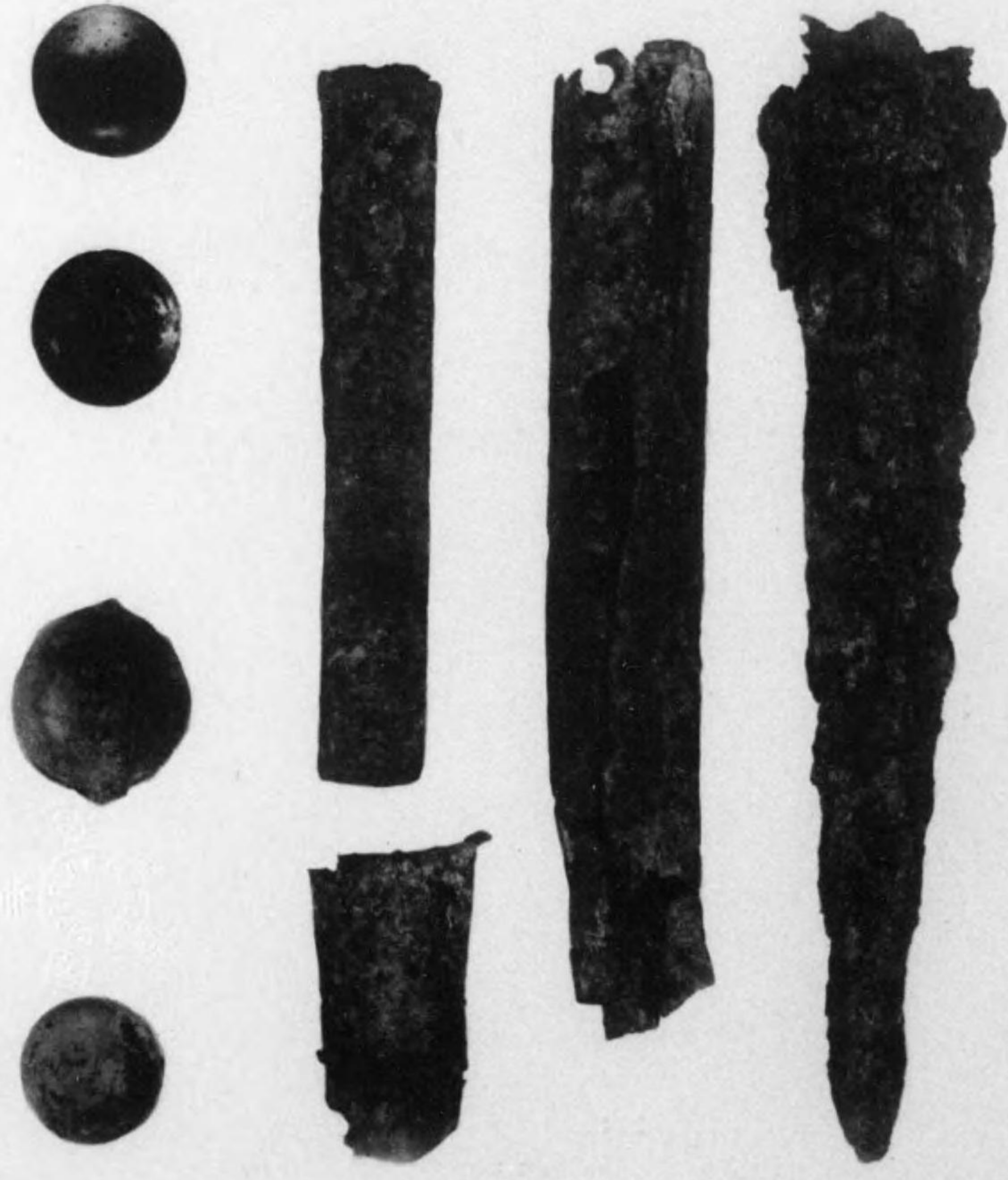
禁 風 帆 鑿 景 寶 器



禁
足
地
發
見
銅
製
品



禁
呈
鼎
登
貝
履
屨
品



禁 足 地 發 見 籠 手 殘 缺

五 菱 及 八 菱 鏡



禁 呈 此 養 具 滿 手 藝 增

正 葵 瓜 八 葵 號



鏡 花 草

鏡 蝶 双 菊 萩



草 芥 類

蒜 蒜 又 梨 類



禁
足
地
發
見
古
瓦
片



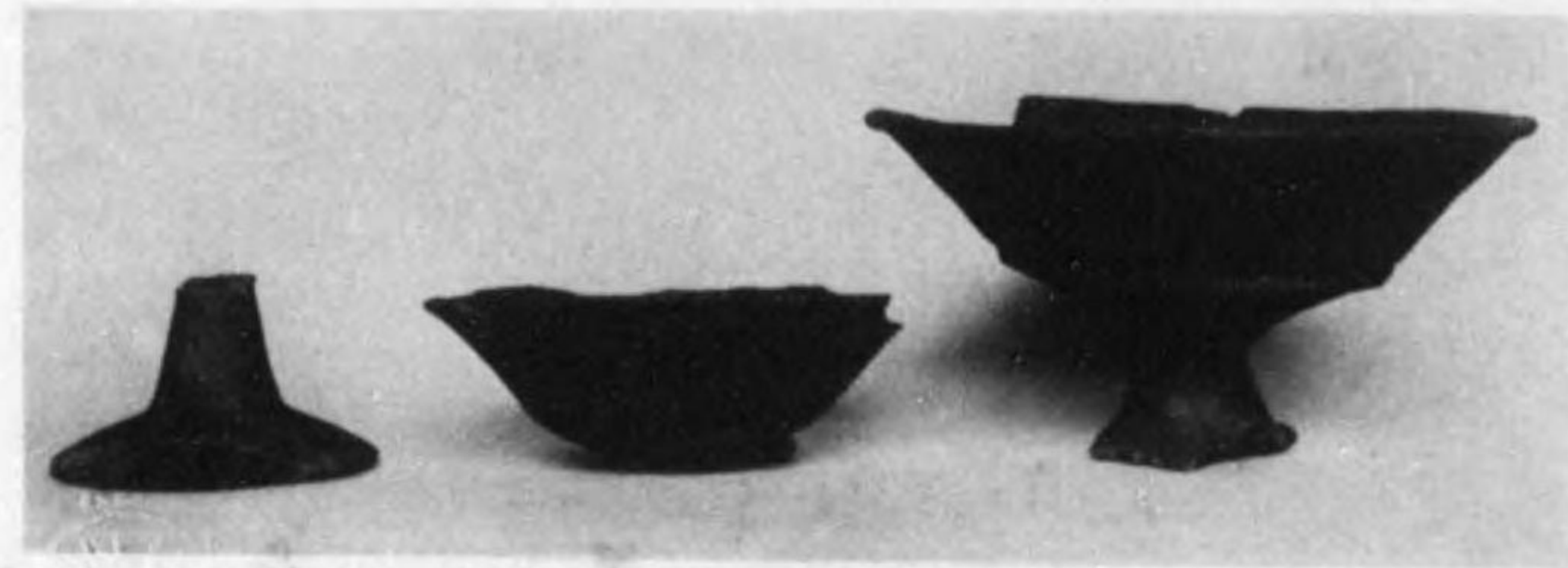
禁 吳 此 幣 見 古 錢 札



器陶及器土見發內境

同
瓦
製
經
筒





器 陶 瓦 器 土 貝 鏡 內 姓

同 瓦 器 類 前

圖版第三四

蓋
狀
銅
製
品



蓋
隸
陶
器
品





昭和五年一月五日印刷
昭和五年一月十日發行

石上神宮寶物誌

非賣品

編者 大幣 石上 神宮

發行者 奈良縣山邊郡丹波市町布留
大幣 石上 神宮
喜屋 神尾 清澄

印刷者 東京市芝區愛宕町三ノ三二
牛丸 勝三 郎

版權所有



大幣 石上 神宮

東京洋印株式會社發行

83
487